

資料2

コンパクトシティの更なる高質化に向けて

財務省 予算執行調査における指摘

現状の課題

1. 立地適正化計画の作成状況について

立地適正化計画の作成状況について市区町村に対し確認を行ったところ、回答のあった1,622市区町村のうち、**787の自治体(49%)**が「**作成予定なし**」であった。

2-1. 誘導区域の設定状況及び誘導施策の効果について

- ・44%の自治体が市街化区域の50%超を居住誘導区域としている。
- ・居住誘導区域内の人口割合の増減を立地適正化計画作成前と現在で比較したところ、**25%の自治体で区域内の割合が減少**。

2-2. 立地適正化計画における目標設定について

公共施設維持管理費の削減を目標設定している自治体は32(6%)にとどまっており、公共施設の集約・再編等、維持管理費の削減に向けた検討が十分に行われていない可能性がある。

今後の方向性

立地適正化計画未作成の自治体に作成を促すため、手続きの簡素化や既存計画を基にした効率的な作成方法等を検討すべき等

区域の設定状況と合わせて、誘導施策が結果に結びついているかを継続的に検証する仕組みを検討すべきではないか等

公共施設の維持管理費の削減に関する目標設定を必須項目とする、あるいは本事業の補助要件として維持管理コストの分析を設けるといったこと等を通じて、住民への費用負担の見える化等を検討すべき等

総括調査票

財務省 予算執行調査資料 総括調査票 (令和5年6月公表分)

調査事業名	(23) 都市構造再編集中支援事業			調査対象 予算額	令和4年度(補正後) : 74,840百万円 ほか (参考 令和5年度 : 70,000百万円)		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	都市再生・地域再生整備事業費	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	都市構造再編集中支援事業費補助	取りまとめ財務局	—

①調査事業の概要

【事案の概要】

- 人口が増加し、都市の拡大が続いてきた時代に、住民の生活水準の向上のために、公共施設や道路・下水道などの公共インフラが整備されてきた。他方、人口が減少していく時代にあっては、市街地における人口密度が減少して都市のスポンジ化が進み、住民一人当たりの負担（維持管理や老朽化更新等のコスト）も増大していくと見込まれる。
 拡大した都市をコンパクトに集約し、市街地における人口密度を保つことによって、住民一人当たりのコストを抑制するとともに、都市のインフラや生活の利便性を向上させ、都市構造を持続可能なものにしていくことが重要である。
- こうした考えの下、平成26年から、公共施設や学校・病院等の主要な生活サービス機能（誘導施設）を都市の中心部周辺に誘導しつつ、その周辺に居住誘導を行うことと合わせ、周辺部における生活拠点との間を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を進めてきた。都市構造再編集中支援事業は、都市のコンパクト化を図るために市町村が作成する「立地適正化計画」に基づいて、自治体等が行う公共施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組に対して補助を行うことにより、持続可能で強靱な都市構造へ再編することを目的とする事業である。
- 国土交通省において自治体に対して立地適正化計画の作成を促すよう取り組んできた成果もあり、制度開始からおよそ10年が経過する中で、立地適正化計画を作成・公表済の自治体が年々増加している。一方で、今後は立地適正化計画の作成が上記のような制度趣旨に沿ったものとして機能しているかについて検証を行い、計画の質を更に向上させていくことに取り組むべき段階にあると考えられることから、これまでの取組とその成果について、検証を行う。また、現時点で立地適正化計画の作成に取り組めていない自治体も引き続き一定程度残っていることから、その要因についても検証を行い、取組の加速化を図る。

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域、居住誘導区域等を設定

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援

公共公益施設の整備
(歩行空間等)

誘導施設の整備
(学校・病院等)

防災力強化の取組
(避難所の改修等)

エリア整備向上に関する取組
(既存ストックを活用した社会実験等)

防災策に関する取組
(再生可能エネルギー施設等の整備)

移転を希望する者の移転支援
(移転元地の住み替え等)



総 括 調 査 票

財務省 予算執行調査資料 総括調査票 (令和5年6月公表分)

調査事案名 (23) 都市構造再編集集中支援事業

②調査の視点

【調査対象年度】
令和2年度～令和4年度

【調査対象先数】
1,622市区町村

1. 立地適正化計画の作成状況について

各自治体における立地適正化計画の作成状況はどのようになっているか。作成していない場合、どのような原因で作成していないのか。

2. 立地適正化計画における目標設定について

立地適正化計画の必要性や有効性を客観的に評価するため、定量的な目標設定を行うことが推奨されているが、具体的にはどのような内容となっているか。

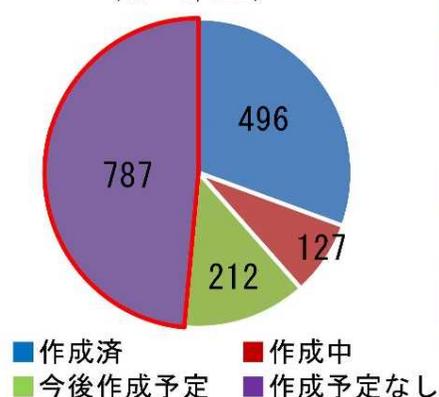
③調査結果及びその分析

1. 立地適正化計画の作成状況について

立地適正化計画の作成状況について市区町村に対し確認を行ったところ、回答のあった1,622市区町村のうち、787の自治体(49%)が「作成予定なし」であった。【図1】

「作成予定なし」の787の自治体に対し、その主な理由を確認した結果、「体制が不十分」が283(36%)、「ノウハウが不十分」が88(11%)と新たな計画作成に係る負担軽減や技術的な支援の必要性が見受けられる。【表1】

【図1】立地適正化計画の作成状況 【表1】「作成予定なし」の理由 (n=787)



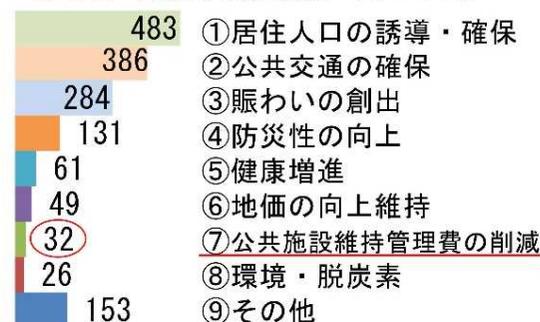
理由	回答数
体制が不十分	283
ノウハウが不十分	88
地域住民との調整が困難	52
コスト負担が過大	45
作成の必要性を感じない	164
その他(都市計画区域がない等)	155

うち
262が
人口5
万人未
満の市
区町村

2. 立地適正化計画における目標設定について

ほとんどの自治体が居住人口の誘導・確保や公共交通の確保に関する目標設定を行っている一方で、公共施設維持管理費の削減を目標設定している自治体は32(6%)にとどまっております。公共施設の集約・再編等、維持管理費の削減に向けた検討が十分に行われていない可能性がある。【図2】

【図2】目標の設定状況 (n=496)



※立地適正化計画作成済の496自治体を対象に調査(複数回答可)を実施

④今後の改善点・検討の方向性

1. 立地適正化計画の作成状況について

立地適正化計画未作成の自治体に作成を促すため、手続きの簡素化や既存計画を基にした効率的な作成方法等を検討すべきではないか。

また、本調査で示す改善点を含め都市政策における検討課題は多いが、特に小規模自治体の業務負担軽減の観点から、単に自治体に求める業務を増やすだけにならないよう既存業務全般について効率化の余地がないかを合わせて検討を行うべきではないか。

2. 立地適正化計画における目標設定について

人口減少下において、自治体が自ら社会資本の維持管理費の抑制を検討することは重要であり、公共施設の維持管理費の削減に関する目標設定を立地適正化計画の必須項目とする、あるいは本事業の補助要件として維持管理コストの分析を設けるといったこと等を通じて、住民への費用負担の見える化を推進するとともに、まちづくりやインフラ整備について納税者の目線をより取り入れることができるように検討すべきではないか。

総 括 調 査 票

財務省 予算執行調査資料 総括調査票 (令和5年6月公表分)

調査事案名 (23) 都市構造再編集集中支援事業

②調査の視点

3. 誘導区域の設定状況及び誘導施策の効果について

都市のコンパクト化を図るために各自治体が立地適正化計画において設定する都市の居住者の居住を誘導すべき区域（居住誘導区域）及び誘導施設（公共施設等）の立地を誘導すべき区域（都市機能誘導区域）はどのように設定されているか、また誘導施策の効果は出ているか。

4. 事前復興まちづくり計画の作成状況について

災害発生後に早期かつ効率的な復旧・復興のため、被災後のまちづくりの姿をあらかじめ検討しておく事前復興まちづくり計画は、立地適正化計画と整合を図るべきであるが、作成状況はどのようなになっているか。

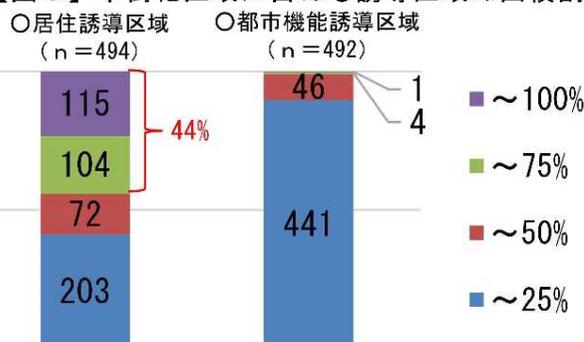
③調査結果及びその分析

3. 誘導区域の設定状況及び誘導施策の効果について

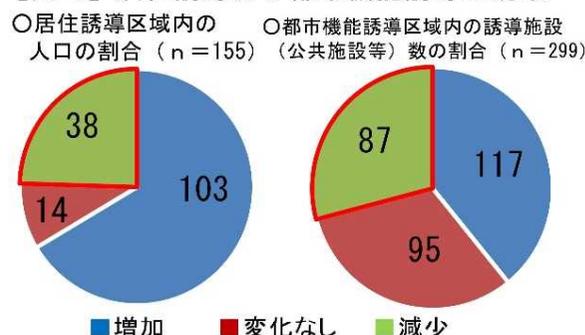
立地適正化計画において居住エリアがコンパクトに集約されているかを検証するため、市街化区域（区域区分が定められていない場合は都市計画区域全域。以下同様。）のうち居住誘導区域の占める面積の割合を確認したところ、44%の自治体が市街化区域の50%超を居住誘導区域としていた。自治体ごとに地理的特性や元々の都市構造が異なるため一概には言えないものの、こうした自治体では、居住エリアの集約が不十分となっている可能性がある。【図3】

また、立地適正化計画策定後に、実際に計画の狙いどおりに居住誘導区域への居住誘導が進んだか効果を検証するため、各自治体の人口に対する居住誘導区域内の人口割合の増減を立地適正化計画作成前と現在と比較したところ、25%の自治体で区域内の割合が減少していた。こうした自治体では、誘導の意図と逆行して居住エリアの分散が進んでいると考えられる。自治体内に存在する誘導施設（公共施設等）のうち都市機能誘導区域内に位置する施設数の割合についても同様の比較を行ったところ、29%の自治体で減少したとの結果であり、こうした自治体では、人口よりもコントロールしやすいと思われる誘導施設（公共施設等）の集約でさえも、実際には進んでいない可能性がある。【図4】

【図3】市街化区域に占める誘導区域の面積割合



【図4】居住誘導及び都市機能誘導の効果



4. 事前復興まちづくり計画の作成状況について

発災前から復興まちづくりを検討しておくことが早期復興に有効であることから、国土交通省は自治体の取組を推進してきたが、立地適正化計画作成済の496自治体のうち417（84%）が事前復興まちづくり計画は「作成予定なし」という結果であり、そのような自治体では体制やノウハウに関する支援の必要性等が考えられる。【図5】

【図5】事前復興まちづくり計画の作成状況 (n=496)



④今後の改善点・検討の方向性

3. 誘導区域の設定状況及び誘導施策の効果について

自治体ごとの特徴等を考慮する必要はあるものの、都市のコンパクト化の趣旨を踏まえれば、自治体として真に人口密度の維持を図るべき区域に限定して誘導区域を設定することが重要であり、区域の設定状況と合わせて、誘導施策が結果に結びついているかを継続的に検証する仕組みを検討すべきではないか。その上で、誘導方針と逆行した状況が改善されない場合には、補助金の対象外とする等の措置を検討すべきではないか。

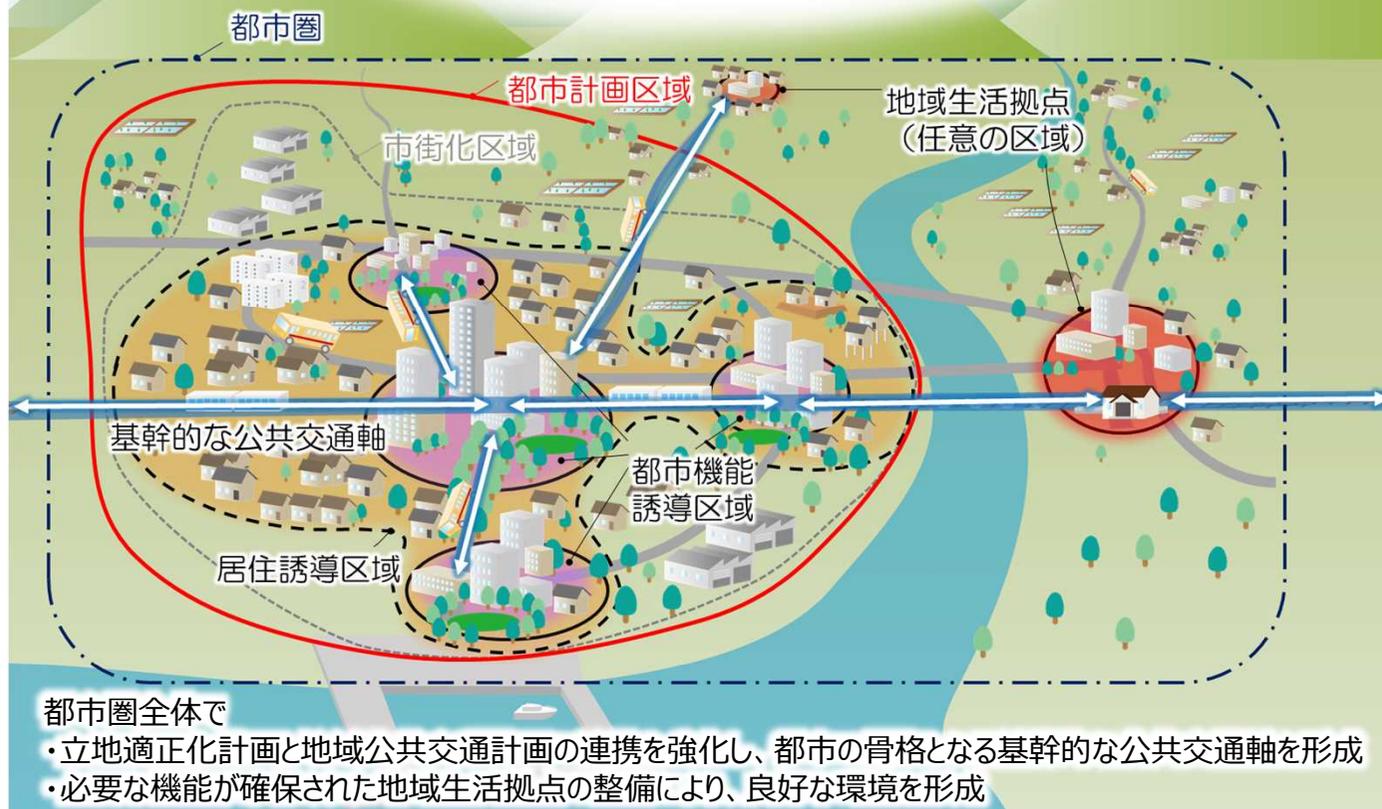
4. 事前復興まちづくり計画の作成状況について

事前復興まちづくりを推進するため、立地適正化計画の中に事前復興の概念を位置付ける等、既存計画も活用しながら自治体に取組を促す方策を検討すべきではないか。

コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進めるための「立地適正化計画」を作成・公表済の市町村数は504となった（令和4年度末時点）。さらなる作成を推進しつつ、立地適正化計画を作成してから一定期間を経過した自治体も出てきているため、その効果を検証し、それに基づく計画の見直しや、計画に基づく取組の充実を図っていくための支援を強化する。
また、まちづくりと地域公共交通が連携し、一体となって行われる取組をさらに推進する。

施策の概要

持続可能な都市圏を目指したまちづくり



コンパクト・プラス・ネットワークの取組の更なる推進と深化

- ① 立地適正化計画の更なる作成
- ② 立地適正化計画の充実
- ③ 地域公共交通と連携したまちづくり

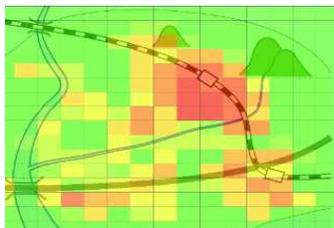
立地適正化計画を作成してから一定期間を経過した自治体も出てきているため、その効果を国で横断的に検証し、効果が発現している優良事例を抽出することで、各市町村における立地適正化計画の見直し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の充実を後押しする。また、各市町村において立地適正化計画の効果の見える化を進めるため、支援を強化する。

デジタル技術を活用した先導的まちづくり調査

- 立地適正化計画の評価については、これまで市町村が各々に実施してきたところ。
- 立地適正化計画の作成から一定期間経過した自治体も出てきているため、デジタル技術を活用して国がその効果を横断的に検証し、客観的判断手法を確立することにより、自治体における適確な施策効果の把握及び評価につなげ、効果が発現している優良事例を抽出する。
- さらに、その結果を自治体に提供することで、適切な立地適正化計画の見直し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の充実を図っていく。

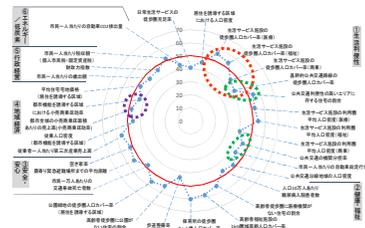
品質が確保されたデジタルデータの整備と
各種データの重ね合わせによる解析

- 人口データ
- 都市機能分布 等



品質が確保されたデジタルデータに基づく
立地適正化計画の質の評価

- レーダチャート
等による
多面的な評価



客観的判断手法を確立し
自治体における的確な施策効果の
把握・評価を支援 【まちづくりDX先導調査】

効果が発現している優良事例を抽出

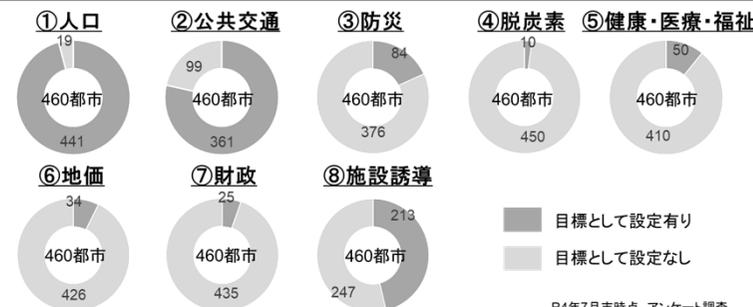
優良事例の横展開により、
・適切な立地適正化計画の見直し
・コンパクト・プラス・ネットワークの取組の充実

その他、デジタル技術を用いた公共交通まちづくりの取組等についてはR5年度に引き続き取組を深化

立地適正化計画の効果の可視化

- 立地適正化計画の推進にあたっては、どういった都市課題の解決を図りたいのか、各市町村が抱える都市課題に沿った目標設定をすることが重要。
- 立地適正化計画に定量的な目標を設定する自治体に対する、計画策定への支援を重点化する。

【コンパクトシティ形成支援事業】



R4年7月末時点 アンケート調査

2. 地方都市等の再生、都市の国際競争力の強化

(1) 地方都市等の再生

R6国交省都市局関係
予算概算要求概要資料より抜粋

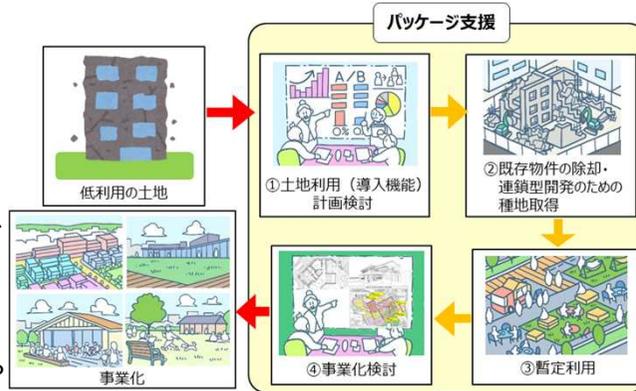
都市構造再編集中支援事業	補助	790.5億円(1.13倍)
まちなかウォーカーブル推進事業	補助	9.3億円(1.57倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォーカーブル推進事業、暮らし・にぎわい再生事業	社総交	6,563億円の内数
	防交交	9,943億円の内数

地方都市の再生や中心市街地等の活性化を図るため、中心市街地における低利用の土地・建物の有効活用や公益施設（商業施設等）への支援、インターチェンジ周辺等における産業・物流機能の強化に係る取組を支援する。

次期開発に向けた機動的な事業化への支援

【都市構造再編集中支援事業 等】

次期開発に向けた機動的な事業化への支援を強化するため、官民共同で作成するまちの将来ビジョンに基づき、「機動的に、走りながら考える」ための一連の取組をパッケージ支援する。



まちなかの賑わい創出への支援

【都市構造再編集中支援事業】

都市のコンパクト化や中心市街地等の拠点再生を推進するため、立地適正化計画に位置付けられたまちなかの商業施設の利活用による賑わい創出を支援する。

〈旧商業施設の活用事例（和歌山県和歌山市）〉



地方都市におけるまちなか再生への支援

【暮らし・にぎわい再生事業】

小規模自治体におけるまちなか再生を促進するため、適正な規模で中心市街地活性化を推進する暮らし・にぎわい再生事業を支援する。



無料休憩所（北海道岩見沢市）



市民交流センター（静岡県藤枝市）

産業・物流機能の強化

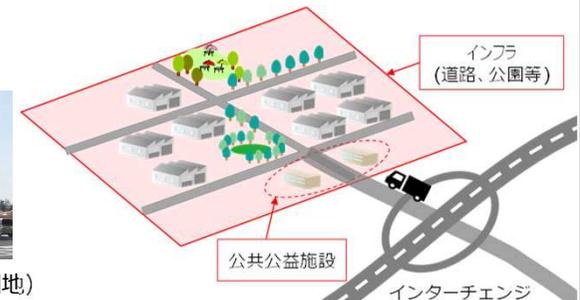
【都市再生整備計画事業】

製造業等の域外から稼ぐ産業の集積等を促進するため、都市再生整備計画事業の施行地区要件を追加する。

〈産業・物流機能への支援イメージ〉



地域交流センター（岩手県北上市、北上工業団地）



3. こども・子育てにやさしいまちづくり

R6国交省都市局関係
予算概算要求概要資料より抜粋

(1) こども・子育て支援環境の充実化

こども・子育て支援環境の充実に向けて、中心市街地といった拠点だけではなく、日常生活に直結する居住地周辺において、こどもの居場所や保護者同士が交流しやすい場所、公園、バリアフリー施設といった環境整備を総合的に推進する。

都市構造再編集中支援事業	補助	790.5億円(1.13倍)
まちなかウォークアブル推進事業	補助	9.3億円(1.57倍)
都市・地域交通戦略推進事業	補助	11.1億円(1.11倍)
都市再生整備計画事業、まちなかウォークアブル推進事業、都市・地域交通戦略推進事業、市街地再開発事業等	社総交	6,563億円の内数
	防安交	9,943億円の内数

都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォークアブル推進事業

居住地周辺におけるこども・子育て支援環境の充実を図るため、こども基本法に基づく「市町村こども計画」と「都市再生整備計画」が連携した取組に対する支援を強化するべく、基幹事業「こどもまななかまちづくり事業」を創設する。

こどもまななかまちづくり事業（主な支援対象イメージ）



公園



地域交流センター



ベビーカーシェア



バリアフリー多目的トイレ



子育て世代活動支援センター



まちなか見守りカメラ
(神戸市)

都市・地域交通戦略推進事業

日常生活を営むエリアにおける、こどもやこども連れの保護者が歩きやすい歩行空間の整備等への支援を強化。

また、子育て世代にとっても利便性の高いバリアフリー交通施設の整備について、支援対象地区を拡充する。



歩道の拡幅・段差解消のイメージ



バリアフリー交通施設のイメージ (EV、優先駐車区画等)

市街地再開発事業等

「こどもまななかまちづくり」の良質な市街地環境の整備を促進するため、子育て支援施設及びテレワーク拠点施設等の整備への支援を強化する。

■制度活用イメージ



- 送迎センター
- 子育て世代活動支援センター
- テレワーク拠点施設



子育て支援施設



テレワーク拠点施設

持続可能な多極連携型のまちづくりの実現に向け、都心拠点（中心市街地）の充実だけではなく、拠点間を結ぶ都市の骨格となるネットワーク（公共交通）の確保を図るとともに、日常生活を営む身近なエリア（ネイバーフッド）にも必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進する。これらを郊外住宅地や周辺集落を含む都市圏全体で取り組むことにより、人々のWell-beingを高めつつ、デジタルの力も活用し、多様な暮らし方・働き方を支える人間中心のコンパクトなまちづくりの実現を目指す。

■ 都市の骨格となる公共交通の確保

- ✓ 立地適正化計画等と地域公共交通計画の連携を強化し、都市機能や居住の誘導と連動させながら、まちづくりの将来像の実現に必要な都市の骨格となる基幹的な公共交通軸を形成していく取組を推進

地域一丸となった協議・計画策定・見直し



- 【既存】 地域公共交通計画との連携により、都市機能・居住の誘導と公共交通軸の形成が連動した効果的な立地適正化計画の策定を支援
【コンパクトシティ形成支援事業】
- 【新規】 デジタル技術を活用し、各種データに基づきまちづくりと公共交通の変革を一体的に進めるモデル的な取組に係る調査を実施
【まちづくりDX先導調査】

公共交通まちづくりの実践



都市の骨格を支える交通インフラの整備（支援イメージ）

- 【既存】 多様な交通モードの連携を図り、まちと公共交通をつなぐ都市インフラ(自由通路・駅前広場等)の整備を支援
- 【拡充】 立地適正化計画等に位置づけられた基幹的な公共交通軸を形成する、鉄道・LRT・BRT等の走行空間（レール・架線等）の整備を支援 等
※インフラ整備と一体となった車両について、効果促進事業において支援
【都市・地域交通戦略推進事業】

▶ 公共交通沿線への民間投資の誘発や都市機能の誘導等により、都市の骨格となる公共交通ネットワークを確保

デジタル田園都市国家構想実現会議



地域の公共交通リ・デザイン実現会議 (国土交通省を中心に関係省庁・有識者で構成)

(趣旨・目的)

関係省庁の連携の下、デジタルを活用しつつ、地域の多様な関係者の共創による地域公共交通の「リ・デザイン」や、幹線鉄道ネットワークの高機能化・サービス向上を促進することにより、地域の公共交通のリ・デザインと社会的課題解決を一体的に推進する。

議長 国土交通大臣

事務局 国土交通省 総合政策局

構成員 (関係省庁)

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 次長

内閣府 地方創生推進事務局 次長

警察庁 交通局長

こども家庭庁 成育局長

デジタル庁 統括官 (国民向けサービスグループ長)

総務省 地域力創造審議官

文部科学省 総合教育政策局長

厚生労働省 政策統括官 (総合政策担当)

農林水産省 農村振興局長

経済産業省 地域経済産業グループ長

製造産業局長

国土交通省 公共交通・物流政策審議官

都市局長 道路局長 鉄道局長 自動車局長

観光庁 次長

環境省 総合環境政策統括官

(府省庁建制順)

構成員 (有識者)

阿部守一 (長野県知事)

越 直美 (三浦法律事務所弁護士、前大津市長)

富田哲郎 (東日本旅客鉄道株式会社取締役会長)

増田寛也 (日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長)

松本 順 (株式会社みちのりホールディングス代表取締役グループCEO)

椋田昌夫 (広島電鉄株式会社代表取締役社長)

森地 茂 (政策研究大学院大学客員教授、名誉教授)

山内弘隆 (一橋大学名誉教授)

吉田守孝 (株式会社アイシン代表取締役社長)

(五十音順・敬称略)

「連携・協働」を進める視点(案)

- 地域の公共交通が置かれる現状や、地域が抱える社会課題は様々であるため、以下の**4つの類型（カテゴリー）**に分けて、取組の方向性や必要な施策の検討を進める。

※なお、都市や地域の特性は千差万別であり、複数の類型にまたがる場合、同じ市町村でもエリアによって異なる類型にあたる場合などもあることに留意



「連携・協働」の方向性:A 主に中小都市、交通空白地など

現況

- 人口減少による過疎化・高齢化が著しく、学校や病院の統廃合、商店の廃業等により日常生活における「足」の問題が深刻化。
- 交通事業者によるサービス提供が著しく不足・困難な地域においては、行政・NPO法人等が移動サービスを補完・主導。

取組の方向性（案）

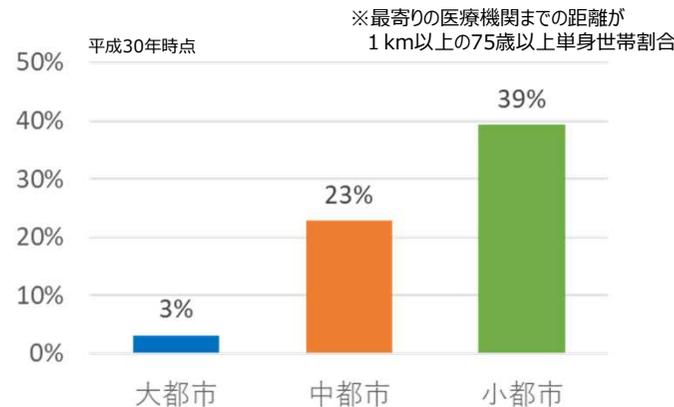
- 地域にある資源（人材、車両、施設）を最大限に活用し、当該資源のマルチタスク化を図る。
- 自家用車による旅客サービス（自家用有償旅客運送）の更なる活用を図る。
- デジタルを活用したコンパクトな移動サービス（AIオンデマンド交通、自動運転等）の提供を推進する。
- エネルギーの地産地消やエネルギー収益の公共交通への活用等を通じて、地域内経済循環を図る。
- 免許を返納した高齢者が安心して利用できる新たなモビリティの開発を推進する。

学校の統廃合による学校数の減少



出典：文部科学省「学校基本調査」

高齢者の医療機関アクセスの長距離化



大都市：東京都特別区部及び政令指定都市
 中都市：政令指定都市以外の市 小都市：町村
 (出典)総務省「平成30年住宅・土地統計調査」をもとに国土交通省作成

地域の交通の厳しい現状



事例A-① 主に中小都市、交通空白地など

交通 × 教育・医療

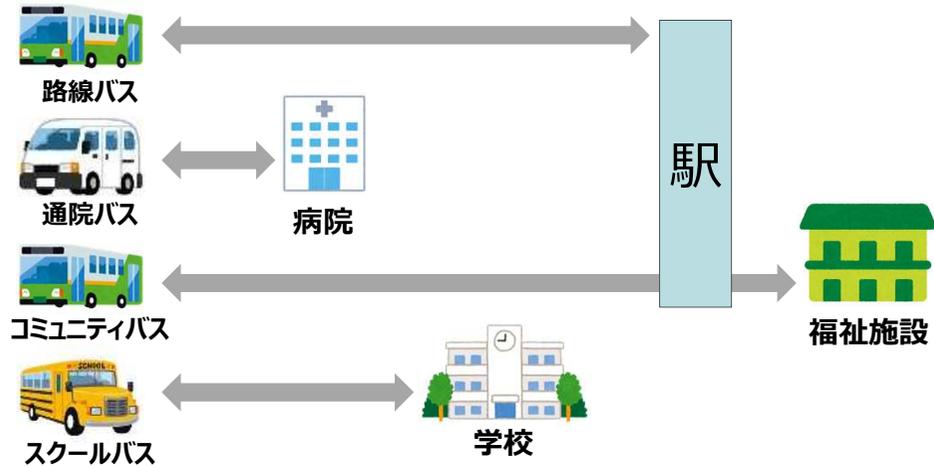
移動需要の集約（マルチ送迎）

【茨城県常陸太田市 人口：約5万人】

【事業の内容】

- 路線バス、コミュニティバス、通院バス、スクールバスが異なるサービス水準で重複運行し、公的負担の増加が課題。
- 路線バスに統合（混乗化）することで乗車密度を改善し、輸送に係るリソースの効率化と公的負担抑制を実現。

従来



改善策



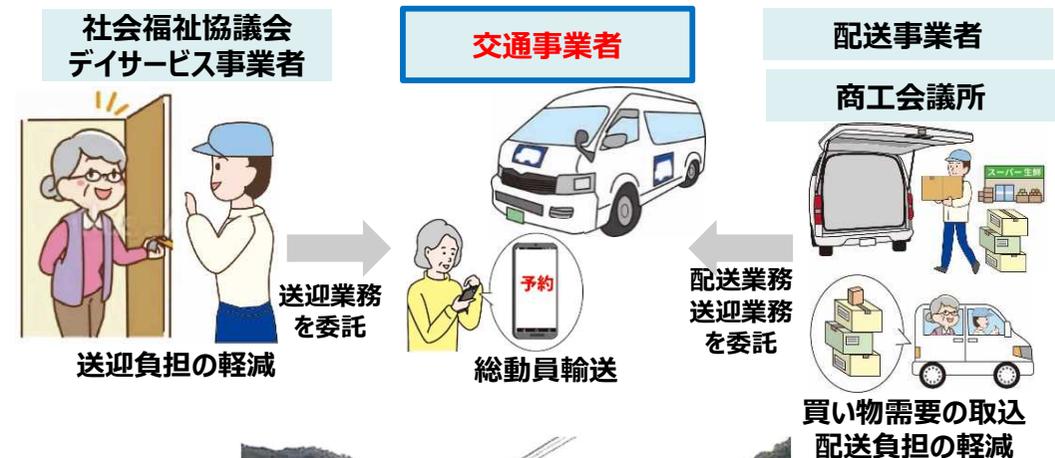
交通 × 福祉・商業・農業

貨客混載とモビリティ拠点

【宮崎県西米良村 人口：約1千人】

【事業の内容】

- 人流・物流サービスが個別バラバラに提供。
- 福祉送迎・買い物支援・貨客混載を新たにデマンド運行する公営バスで一体的に提供することで、各分野の移動・送迎を集約し、運送負担を軽減。
- 人流・物流サービスの拠点となるバスターミナルには、商工会、JAなどを併設し、人が集う拠点（モビリティ・ポイント）として整備。



人流・物流サービスの拠点
(商工会、JA等を併設、診療所、役場、郵便局、スーパーも近接)

事例A-② 主に中小都市、交通空白地など

交通 × 福祉・農業・観光

農山村の交通システム再構築

【北海道上士幌町 人口：約5千人】

【事業の内容】

- 自治体が路線バスの運行費用を負担するなど、公共交通維持に係る財政負担が課題。効率的な運行等による、財政負担の軽減が必要。
- 中心部の拠点間を結ぶ自動運転（レベル4も視野）のほか、農村部のデマンド交通への転換、多様な交通モードの整備により、地域交通の持続性を向上させるとともに、担い手不足にも対応。

農山村における交通システムの構築

子どもからお年寄り、ビジネスマン、観光客など多様なニーズにこたえる交通システム



交通 × エネルギー・金融

エネルギー収益の公共交通への活用（シュタットベルケ）

【岩手県宮古市 人口：約4.7万人】

【事業の内容】

- 脱炭素化地域づくりのため、再生可能エネルギーの地産地消を進める必要。
- 市が再生可能エネルギー事業へ出資し、得られる収益を、EVや充電設備の補助等に活用。自立的な地域経済の循環を創出。
- 構想・計画には、大学や地域金融機関等が参加。将来的には公共交通の維持・確保などに活用。

目指す姿

エネルギーの地産地消による
自立的な
地域経済の構築



●エネルギー事業の利益を市民へ還元「よりよい市民サービスの提供」

- 誰もが移動しやすい公共交通
- 子育て世帯への支援
- 充実した教育環境
- 活力に満ちた産業 など

⇒地域課題の解決へ

地域内経済循環

エネルギーに関わる費用を市内にとどめる

市が積極的に参画
＝宮古市版シュタットベルケ

「連携・協働」の方向性：B 主に地方中心都市など

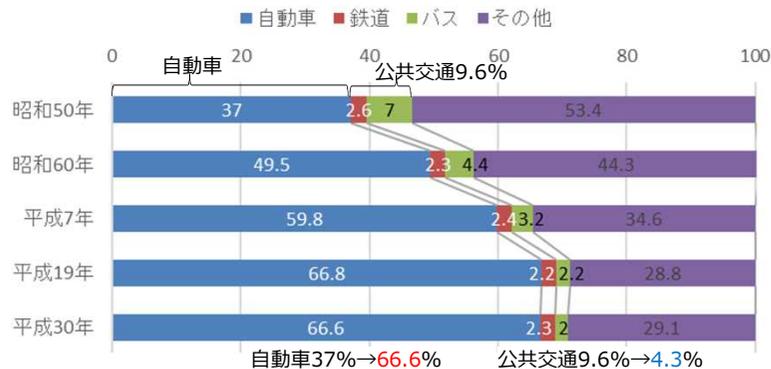
現況

- 各地域の中心都市であり、交通事業者によるサービス提供は行われているが、**住民の移動手段は自家用車が中心**。
- 地域によっては複数のバス事業者が存在するものの、**中心部は過当競争**を強いられ、**郊外では赤字路線を抱え、どの事業者も厳しい経営環境**にある状況。
- 交通事業者による移動サービスが長年提供され、**地域の足の問題への関心が低い自治体も存在**。
- 一部の地域では**多くの観光客が集中**し、地域住民等の生活に影響。

取組の方向性（案）

- **交通事業者の連携・協働**を図る。
- **自家用車を使用した輸送（病院、学校、福祉施設等）**における**交通事業者の活用等**、当該輸送サービス提供者と交通事業者の**連携・協働**を図る。
- 交通結節点の機能強化を含め、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に沿った**まちづくり**を推進する。
- **デジタルの活用**による輸送サービスの効率化と高質化の両立を図る。

自動車依存度の拡大（浜松市）



(出典)浜松市資料をもとに国土交通省作成

路線バス利用者数の減少と厳しい収支状況（熊本市）



備考：要素別原価報告書を基に共同経営準備室作成。高速バス・空港リムジンバスは除く数値。収入は経常収入、費用は経常費用を指す。
(出典) 熊本市 共同経営準備室 (2019年度)「路線バス事業データ」

事例B 主に地方中心都市など

交通事業者間連携

バス事業の共同運営体制の構築

【事業の内容】

【広島県広島市 人口：約119万人】

- 輸送需要の減少等により、地域交通ネットワークの維持が課題。
- 「競争」から「共創」へ転換し、独禁法適用除外による共同経営（カルテル）のほか、車両やシステムの共同運営を検討。
- 横断的なデータ分析のもと、全体最適化を図り、DXによる持続可能な地域の公共交通を目指す。



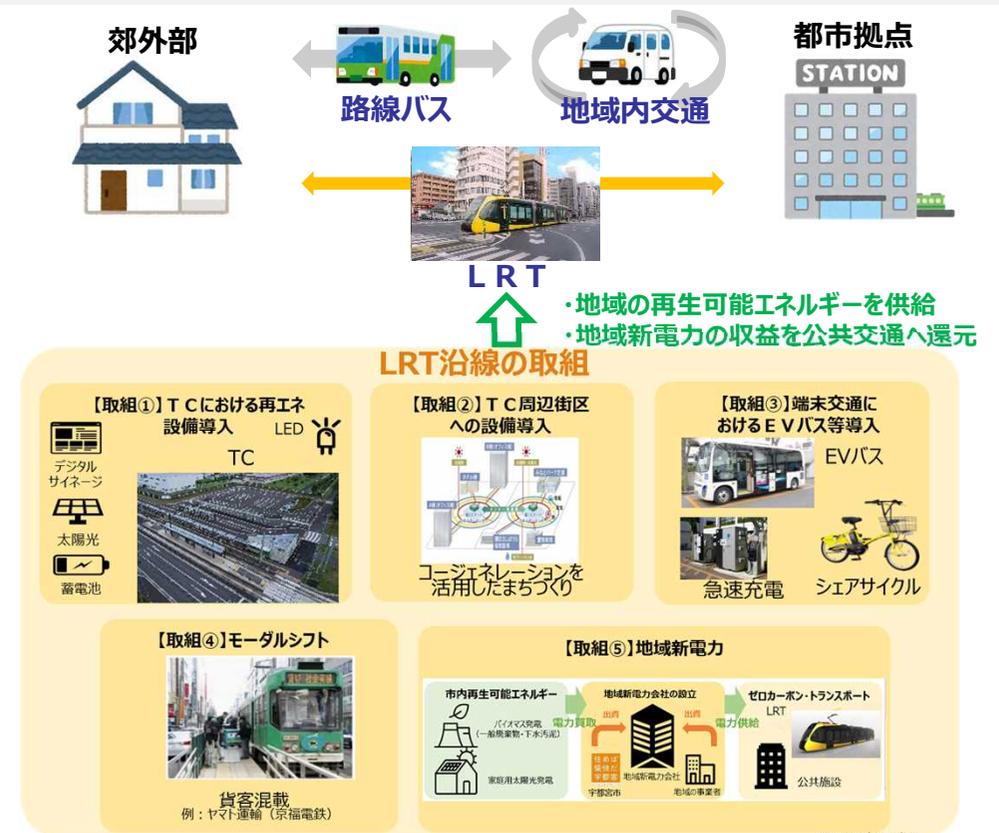
交通 × まちづくり

公共交通を軸としたまちづくり

【事業の内容】

【栃木県宇都宮市 人口：約51万人】

- スーパースマートシティの土台となるネットワーク型コンパクトシティの形成をより一層推進していくことが必要。
- L R Tを基軸としたコンパクトなまちづくりの推進。
- 地域の交通軸になるL R Tの整備、L R T導入と併せたバス路線の再編等により、持続可能な公共交通の構築を図る。
- また、L R T沿線をモデルエリアとした脱炭素化策を構築。



コンパクト・プラス・ネットワークの高質化に資する 他分野との連携事例

小中学校のまちなかへの再編事例 ～敦賀市 角鹿小中学校～

- 敦賀北小学校・咸新小学校・赤崎小学校及び角鹿中学校を統合し、既存の角鹿中グラウンドに小中一貫校の校舎を新築。
- 既存中学校体育館をメインアリーナとして改修し、サブアリーナ及び放課後児童クラブを併設して整備。
- 新たにグラウンド2面（メイングラウンド・サブグラウンド）を整備。
- 令和3年4月開校。



地理院地図から作成



効果

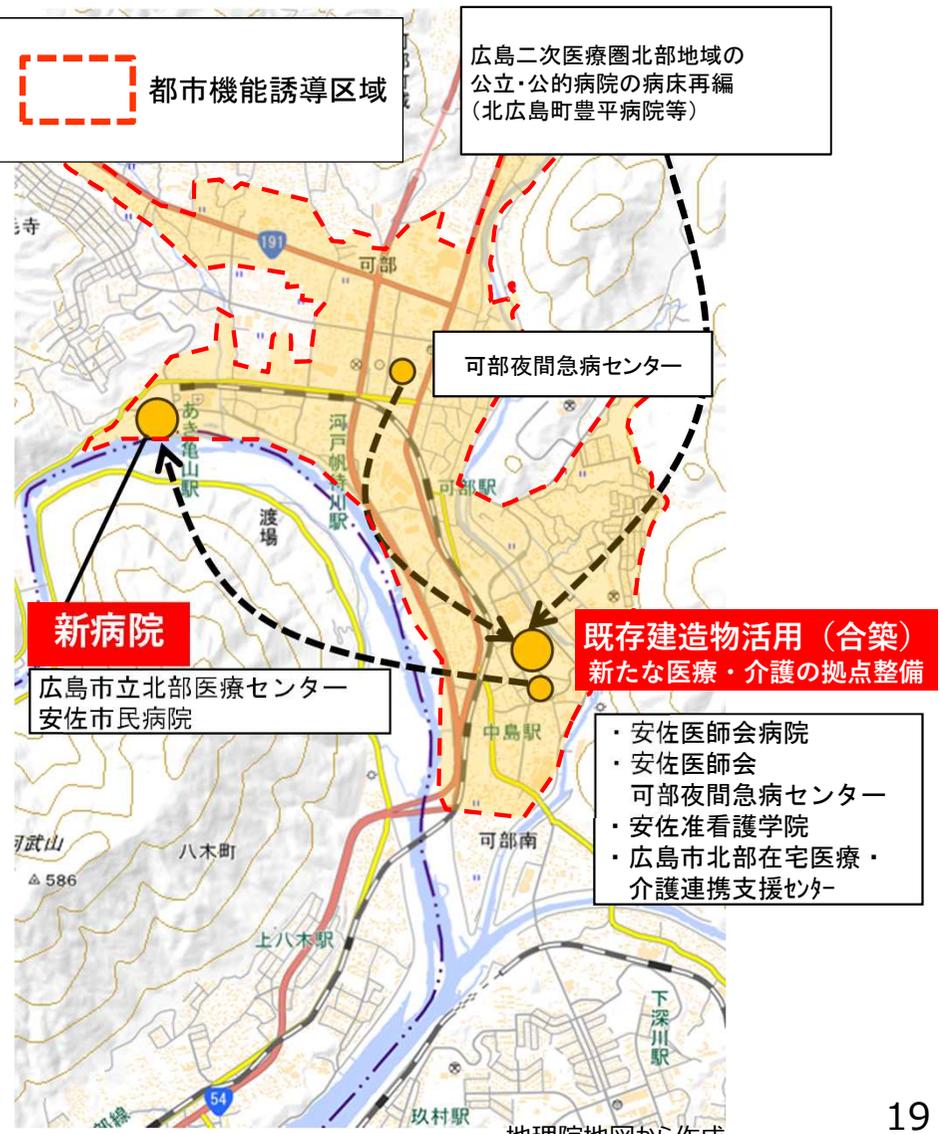
- ◆ 旧校舎の老朽化や児童生徒の減少等の課題に対応した学習環境の充実
- ◆ 3小1中の統合により、9年間を通した連続性のある小中一貫教育の推進
- ◆ 郊外の2小学校を含む4つの学校をまちなかに統合したことにより、管理運営費が年間約23,000千円低減

公立・公的病院のまちなかへの再編事例 ～広島二次医療圏北部地域～

- 老朽化等の課題を抱えていた安佐市民病院を駅前（一度廃線になった路線を2017年に復活させ開業した「あき亀山駅」）に移転させ、病院機能を強化するとともに、公共交通との連携を強化。
- 安佐市民病院を移転した後の建物を改修・活用し、安佐医師会病院と在宅医療・介護連携支援センター、夜間急病センター等を合築し新たな医療・介護の拠点整備。改修にあたっては、防災性を向上。
- 再編を通じて関係市町の病床数を1060床から996床と、6%程度削減。



病院の機能強化のみならず、鉄道・バスとの結節機能も強化
旧市民病院の建物を改修、防災性を強化し新たな医療・介護の拠点として整備



<p>安佐市民病院(527床) 高度急性期機能</p> <p>(広島市立病院機構)</p>	<p>JA吉田総合病院 (340床) 急性期・回復期 慢性期機能</p> <p>(県厚生農業協同組合連合会)</p>	<p>北広島町 豊平病院 (44床) 急性期機能</p> <p>(北広島町)</p>	<p>安芸太田病院 (149床) 急性期 慢性期機能</p> <p>(安芸太田町)</p>	<p>合計 1,060床</p>	
<p>広島市立 北部医療センター 安佐市民病院 (434床)</p> <p>高度急性期 急性期機能</p> <p>(広島市立病院機構)</p>	<p>安佐医師会病院 (102床)</p> <p>回復期機能</p> <p>(安佐医師会)</p>	<p>JA吉田総合病院 (311床)</p> <p>急性期・準急性期 回復期・慢性期機能</p> <p>(県厚生農業協同組合連合会)</p>	<p>北広島町 豊平診療所 (無床)</p> <p>準急性期 慢性期機能</p> <p>(指定管理)</p>	<p>安芸太田病院 (149床)</p> <p>準急性期 慢性期機能</p> <p>(安芸太田町)</p>	<p>合計 996床</p>

幼稚園・保育所のまちなかへの再編事例 ～広島県竹原市～

- 都市機能誘導区域外等にある3つの保育所等をまちなかへ集約移転し、認定こども園化。
- 保育所の跡地については、外部不経済を防止するための広場整備等を行った。



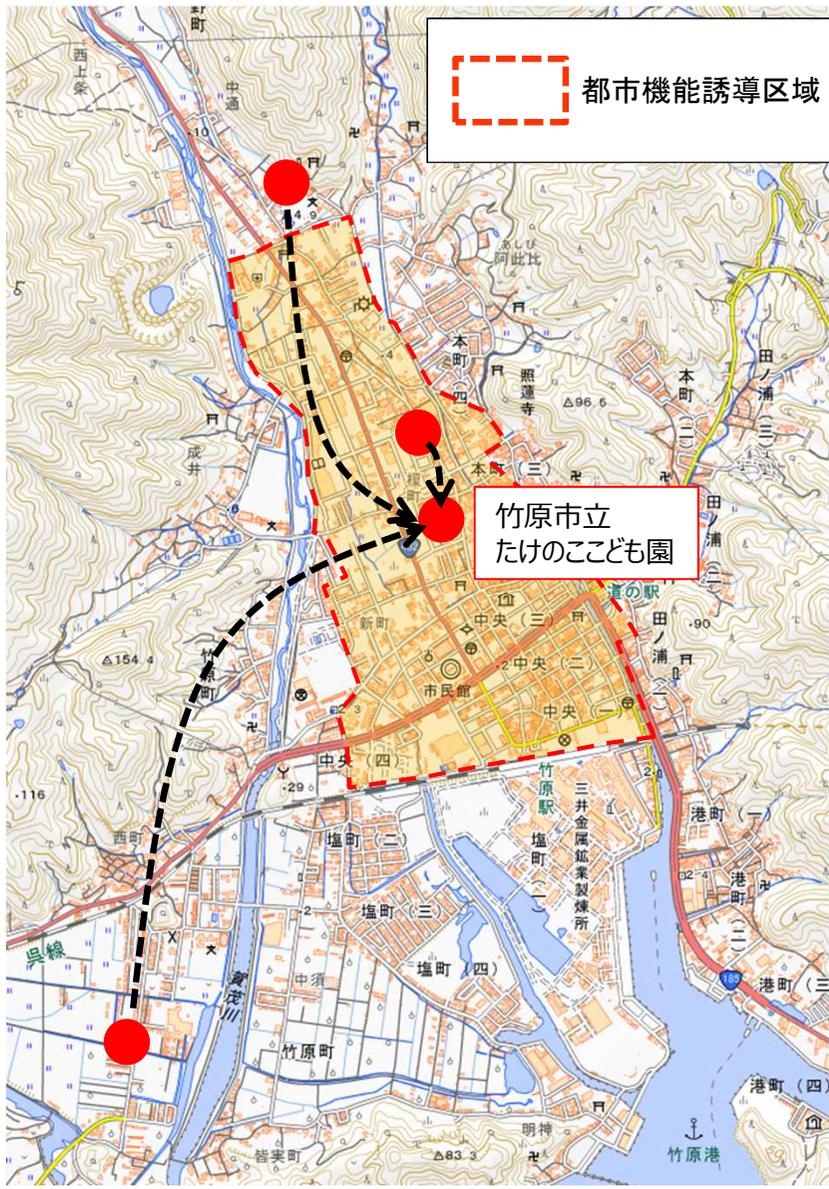
移転前の保育所



移転前の幼稚園



移転前の保育所



都市機能誘導区域

竹原市立
たけのこども園

地理院地図から作成



整備された認定こども園



整備された認定こども園



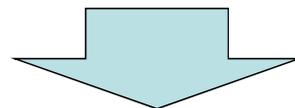
整備された認定こども園



移転後の跡地に整備された緑地広場

■ 関係府省庁(構成員)との連携における現状と課題

- ・構成員だけでなく多くの関係部局において、コンパクトシティの共有認識が得られ、コンパクトシティに資するまちなかに向けた施策や予算制度、ガイドラインが実施・公表されている。
- ・また、都市の骨格となる地域公共交通の確保維持に向けては、関係府省庁の連携の下、地域公共交通の「リ・デザイン」と社会的課題解決と一体的に推進することとされているところ。
- ・一方、上記の関係部局が持つ施策や予算制度において、市町村が作成した立地適正化計画及び地域公共交通計画等との連携が実効的に図られている例は多くない。



■ 構成員のみなさまにご議論いただきたいこと

- ・コンパクト・プラス・ネットワークを進めるにあたっての現状の課題や新たな施策
- ・コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けたより実効的な居住・都市機能誘導のためにどのような連携が考えられるか。

各府省庁の取組や事例紹介

内閣府	… 23頁～
文部科学省	… 31頁～
厚生労働省	… 42頁～
国土交通省	… 56頁～

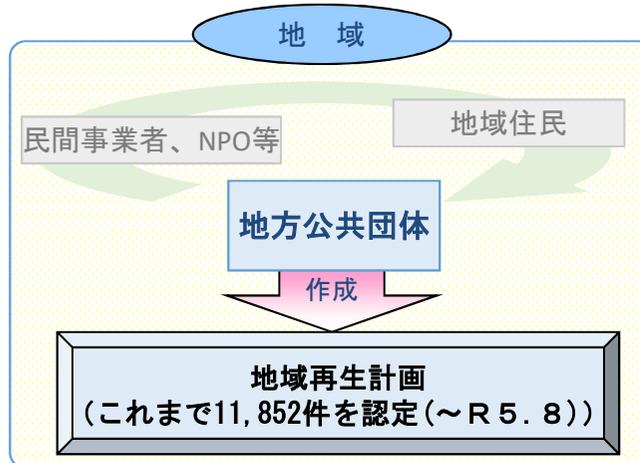
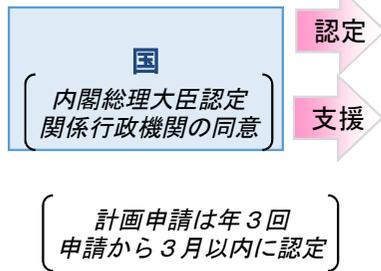
内閣府

地域再生制度の概要

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定し、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針（閣議決定）**への適合を確認

○ 地域再生計画の認定プロセス



主な支援措置メニュー

① デジタル田園都市国家構想交付金

（地方創生推進タイプ／地方創生拠点整備タイプ）（R4創設）

（注）地方創生推進交付金（H28創設）、地方創生拠点整備交付金（H28創設）、地方創生整備推進交付金（道・污水处理施設・港）（H17創設、H28改正）等を新たに位置付けたもの。

② 企業版ふるさと納税（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）（H28創設）

③ 地域再生支援利子補給金（H20創設）

④ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等

（地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）（H27創設、H30改正）

⑤ 地域再生エリアマネジメント負担金

（地域来訪者等利便増進活動計画）（H30創設）

⑥ 商店街活性化促進事業（H30創設）

⑦ 「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例

（地域再生土地利用計画）（H27創設）（小さな拠点税制）（H28創設、H30改正）

⑧ 生涯活躍のまち形成事業（H28創設）

⑨ 地域住宅団地再生事業（R1創設）

⑩ 既存住宅活用農村地域等移住促進事業（R1創設）

⑪ 民間資金等活用公共施設等整備事業

（民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）の業務特例）（R1創設）

⑫ 補助対象施設の有効活用

（財産処分制限に係る承認手続の特例）（H17創設） 等



- 平成17年の法制定以降、**8度の法改正**（H19,20,24,26,27,28,30,R1）により、支援措置メニューを充実
- 特に、平成26年からの**地方創生の流れ**に呼応し、支援措置メニューの強化が加速
- 地方創生全体の方向性を定める「**まち・ひと・しごと創生法**」（平成26年法律第136号）と、個別地域における具体的な支援措置を提供する「**地域再生法**」の2法が両輪となって地方創生を推進

商店街活性化促進事業の概要

《法律の基本スキーム》

1. 地域再生計画の作成

－市町村が地域再生計画に「商店街活性化事業」を記載・作成し、総理大臣が認定。

2. 商店街活性化促進事業計画の作成

－市町村が、関係事業者への意見聴取、住民公聴会等を経て、商店街活性化に向けた具体的なプランを作成。

(計画記載事項)

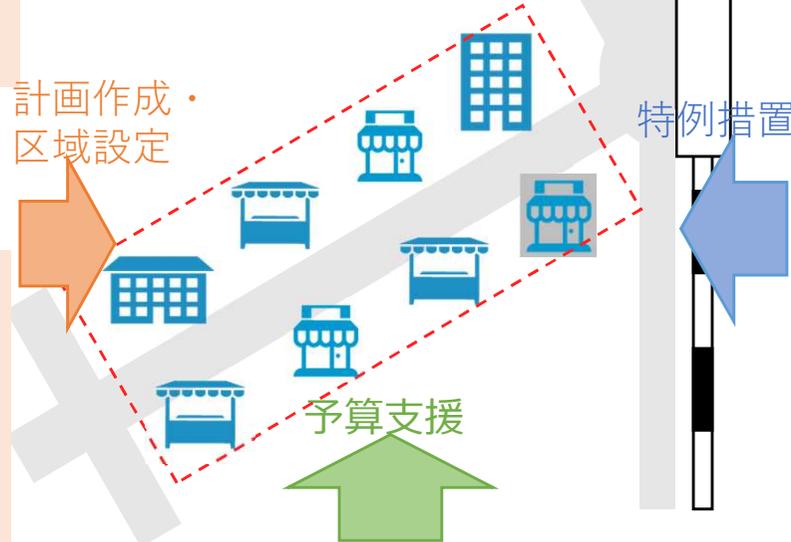
- ①活性化する商店街区域
- ②基本的な方針
- ③市町村が実施する施策等

3. 事業者への支援

－商店街活性化促進事業計画に適合する事業者の取組を支援。

地域一丸となった
商店街活性化と
地域経済の再生

計画作成・
区域設定



《予算による総合的支援》

関係省庁による重点支援【令和5年度予算】

- ①内閣府
-デジタル田園都市国家構想交付金(1,000億の内数)
- ②経済産業省
-地域商業機能複合化推進事業(3.5億の内数)
- ③国土交通省
-社会資本整備総合交付金(5,492億の内数)
- ④こども家庭庁、厚生労働省
-子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁)及び
重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省)
(1,920億の内数)

《法律に基づく支援措置等》

商店街振興組合の設立要件の緩和

－商店街振興組合設立のために必要な事業者数を「30人」から「20人」に緩和。

信用保険の特例(資金調達支援)

- －計画に適合する事業を行う中小企業者の資金調達を支援。
- ①保険限度額の別枠化
 - ②填補率の引き上げ
 - ③保険料率上限の引き下げ

空き店舗等の利活用促進

－いかなる用途にも活用していない建築物の所有者等に対し、利活用を働きかける手続きを整備。

- ①要請：相当の期間を定め、利活用を要請
↓
活用を要請
- ②勧告：正当な理由が無い場合には勧告

※居住実態が無いことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外

地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設

平成30年地域再生法改正関係
平成30年6月1日公布・施行

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆他方、エリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要。
(民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難)
- ◆このため、海外におけるB I Dの取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図る。

※B I D…Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用

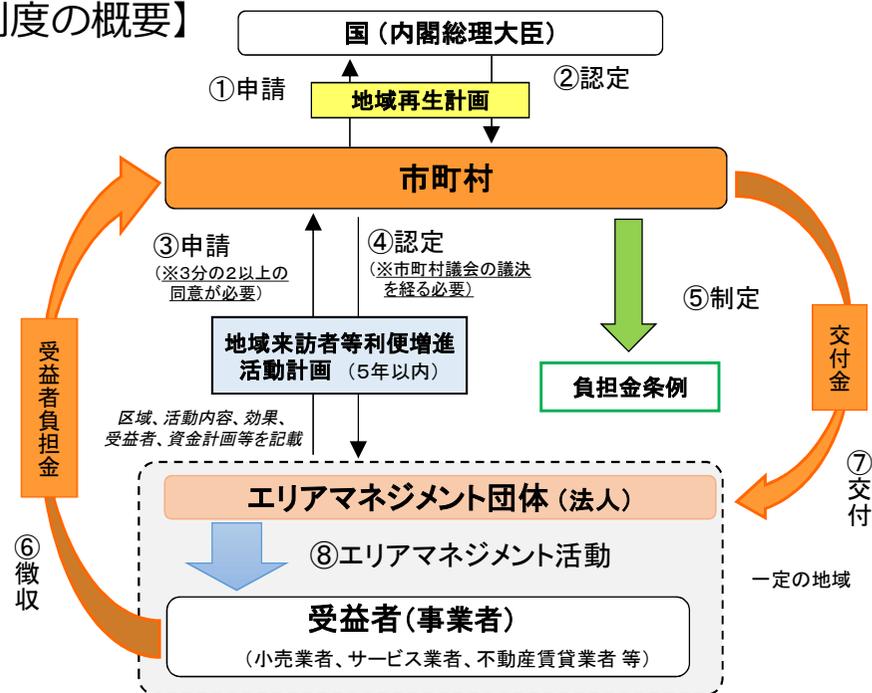


自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

【制度の概要】



※3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中の計画の取消等についても、併せて規定

来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現

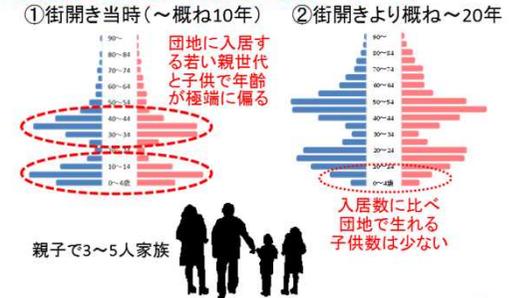
地域住宅団地再生事業の概要

【住宅団地をめぐる状況、課題】

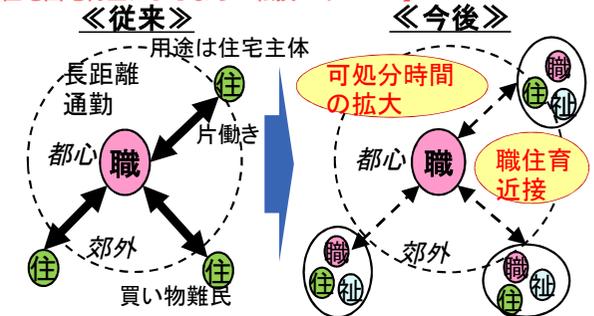
- 住宅団地は全都道府県に約3,000団地（5ha以上）。高度成長期を中心に大量に供給。
- 多くの団地で、住民の高齢化が進行。空き家等の発生の懸念。
また、住居専用地域が指定され、多様な用途の立地が困難。

※データ出典：H30国土交通省調査（5ha以上の住宅団地を対象）

【戸建分譲住宅団地の年齢階層の推移のイメージ】



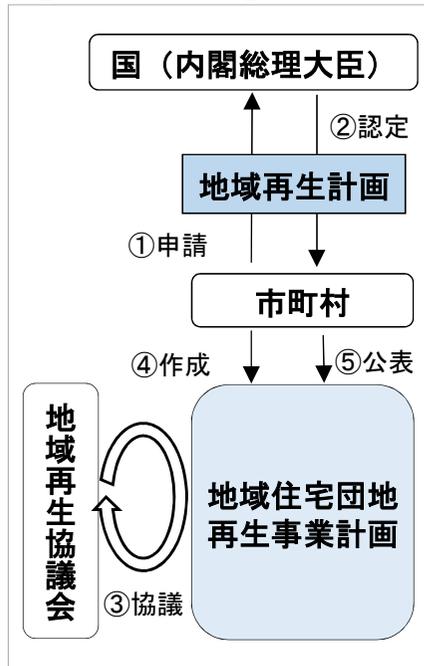
【住宅団地再生によるまちの転換のイメージ】



【高度成長期型のまちから、多世代・多機能のまちへの転換】

市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的な事業計画を作成

【手続イメージ】



【計画の効果】

- (1)住宅団地に限定した区域の設定が可能
- (2)関係者全員が一堂に会することで総合的・一体的な施策の合意形成をスピーディに
- (3)事業実施に当たって
 - ・必要な個別の手續（同意、指定、届出等）が不要に（ワンストップ化）
 - ・許可が必要な場合、予見可能性が向上

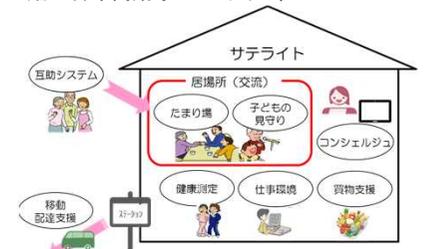
【具体の措置】

- 建築物の整備方針に適合すれば用途地域で規制された建築物の用途の特例許可が可能
- 団地再生に必要な用途地域の変更等の都市計画の決定・変更等を本計画で実施
- コミュニティバスの導入や物流共同化等の事業計画の国交大臣認定を得ることで個別の許認可・届出が不要
- 有料老人ホームの知事への事前届出が不要
- 介護事業者の指定みなしで事業者の申請が不要
- OUR(都市再生機構)による市町村へのノウハウ提供

【生活利便施設や就業の場、福祉施設等の多様な用途・機能の導入例】



小学校跡にオフィス等を含む多世代交流拠点施設を整備した事例（春日井市高蔵寺ニュータウン）



住宅団地に介護、移動・配達支援、コワーキング等のサテライト拠点の整備事例（三木市緑が丘地区）

R6概算要求：1,200億円 (R5当初：1,000億円／R4補正：800億円)

デジタル田園都市国家構想交付金 R5当初：1,000億円、R4補正：800億円

① デジタル実装タイプ

R4補正：400億円

- デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、デジタル実装に必要な経費を支援。

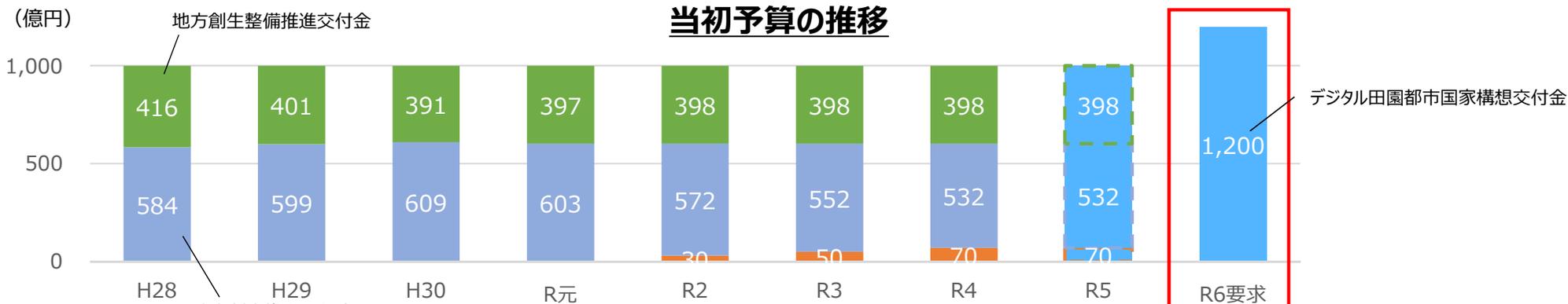
② 地方創生拠点整備タイプ

R5当初：70億円、R4補正：400億円

- デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。
 - ・ 自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する取組や施設整備等（最長5年間）
 - ・ 東京圏からのUIターン促進及び地方の担い手不足対策
 - ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

③ 地方創生推進タイプ

R5当初：930億円



デジタル田園都市国家構想交付金 (当初・補正)

地方創生整備推進交付金 (当初・補正)

地方創生推進交付金 (当初)

地方創生拠点整備交付金 (当初・補正)

(注1) R2補正で地方創生テレワーク交付金を100億円措置。

(注2) R3補正でデジタル田園都市国家構想推進交付金を200億円措置。

当初+補正

1,900億 1,600億 1,600億 1,600億 1,600億 1,660億 1,800億

②地方創生拠点整備タイプ／③地方創生推進タイプの概要

(先駆型・横展開型・Society5.0型)

➤ デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

➤ 地方創生拠点整備タイプ ⇒ 主にハード事業を支援。

➤ 地方創生推進タイプ(先駆型・横展開型・Society5.0型) ⇒ 主にソフト事業を支援。

<支援対象> 目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する事業。
<対象事業例> 観光振興、移住促進、ローカルイノベーション、地方創生人材の確保・育成、ワークライフバランスの実現、商店街活性化 等

➤ 令和6年度における具体的な内容については、予算編成過程において検討を進めていく。

現行の地方創生拠点整備タイプの概要 (R5当初：70億円、R4補正：400億円)

事業類型	対象	上限額補助率
当初予算分	原則3年間の事業	国費： 都道府県15億円 中枢中核都市10億円 市区町村5億円
補正予算分	単年度の事業	補助率：1/2 ※補正予算分も同一

<制度拡充(R4補正～)>

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2を交付することを可能とする。

現行の地方創生推進タイプ(先駆型・横展開型・Society5.0型)の概要 (R5当初：930億円の内数)

事業類型	対象	上限額補助率
先駆型	先駆性の高い 最長5年間の事業	国費： 都道府県3.0億円 中枢中核都市2.5億円 市区町村2.0億円 補助率：1/2
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を 図る最長3年間の事業	国費： 都道府県1.0億円 中枢中核都市0.85億円 市区町村0.7億円 補助率：1/2
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、 未来技術を活用した新たな 社会システムづくりの全国的な モデルとなる最長5年間の事業	国費：3.0億円 補助率：1/2

(注) 申請上限件数は以下の通り

- ・地方創生拠点整備タイプ 当初：2023～27年度(デジ田総合戦略の期間)を通じて1事業、補正：上限なし
- ・地方創生推進タイプ 都道府県：6事業、中枢中核都市：5事業、市区町村：4事業 ※Society5.0型は申請件数の枠外

- 空き町家を学生用シェアハウスとして改修し、市場化に向けた社会実験を行うなど、立地適正化計画と連動したまちなか居住を促進。
- 地方都市のまちなかビジネスタウン化を意図した産業振興施策にも取り組み、首都圏のIT企業のサテライトオフィス誘致に成功。

地方創生推進タイプ

新潟県上越市（H28当初）

～立地適正化計画に基づいて推進する各種施策と一体的に運用～

目的（効果）

- ◆ 深刻化する人口流出や空き家等の問題に対して、市街地を維持していくため、土地・建物の市場での流通促進を図る
- ◆ 歴史・文化資産を活用し、にぎわいの創出や交流人口の増加による都市拠点の求心力の維持・向上を図る
- ◆ 北陸新幹線の開業による交流圏域拡大を契機とした都市拠点の機能と・魅力の向上のため、コンパクトシティによるまちづくりを図る

事業概要

- ◆ 100年建築（映画館・料亭）を核とした城下町の歴史や・文化の体験や町家等をリノベーションした魅力的な店舗・事務所をいかした「街なか回遊観光」の定着
- ◆ 高田市街地の歴史・文化資産の価値の再評価やそれらをかいたまちづくりの機運の一層の向上
- ◆ 時代にあった発想や技術等の獲得やまちづくりをリードする人材の確保に向けた市内外の人々の交流の活発化
- ◆ 多様な事業の相乗効果を発揮させていくため、ネットワーク型の事業推進組織を設置

KPI

- ① 高田区の人口の社会減の解消数（H22～H26の平均値以下 -192人/年からの削減数）
- ② 高田区の街なかの観光客入込数
- ③ 新たに入居した空き家、空き店舗の数

（事業名：城下町高田の歴史・文化をいかした「街の再生」～コンパクトシティによるまちづくり、事業年度：H28～R2）

第1回まちづくりアワード特別賞 受賞

（国土交通省都市局主催）

市文化財(旧師団長官舎)



フレンチレストラン

新たな価値を創出

- ◆ 市民の愛着向上
- ◆ 歴史・文化の発信強化
- ◆ 地産地消の推進
- ◆ 観光の目的化
- ◆ 非日常の提供



町家等のリノベーション

ゆとりある地方都市のまちなかビジネスタウン化を意図した産業振興施策にも取り組み、**首都圏のIT企業のサテライトオフィス誘致に成功!**



文部科学省

学校施設の複合化による高機能化・多機能化

1 公立小中学校施設の特性と課題

学校は地域コミュニティの核

公立小中学校は、学齢期の児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの核としての機能も併せ持っている。

学校施設が目指す方向性

ICTの発展に応じた1人1台端末など、新しい時代の学びを実現する学校施設を目指し、地域や社会との連携・協働の実現を図りつつ、安全・安心な教育環境を確保する必要がある。

多くの学校施設が老朽化

全体の約半数の施設が築40年以上。そのうちの約7割に改修が必要。限られた財源の中で、

- ・ 教育環境の向上と老朽化対策の一体的な整備
- ・ トータルコストの縮減に向けた計画的・効率的な施設整備が必要。

2 学校施設を複合化する際の留意点

- 児童生徒と地域住民の双方にとってメリットのある複合化であることが重要。

学校における地域住民等との**共創の促進**
児童生徒・地域住民にとって**多様な学習環境の創出**
多様な世代との**交流や地域コミュニティの強化**等

- 複合化の検討に当たっては、**教育委員会と関係部局の密接な連携**が必要（施設計画・設計、施設管理など）。なお、学校の存廃は地域コミュニティの在り方にも直結することから、慎重な検討が必要。

- 複合施設においては、小中学校の特性を踏まえ、安全性の確保（事故防止、防犯、防災機能の確保等）等への配慮が必要。

3 文部科学省における主な取組

- ・ 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議の報告書の取りまとめ（平成27年11月）
- ・ 複合化に関する実態調査の実施

調査結果の概要（令和4年9月1日時点）

公立小中学校等施設の複合化事例数：

11,450校（全国の小中学校の**約4割**）

〔相手方施設の種別件数〕

・ 放課後児童クラブ	6,870件
・ 体育館	843件
・ 公民館	608件

- ・ 学校施設を複合化する際の補助率の引上げ（令和4年度～）

学校施設の複合化・共用化を行うことにより、施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効活用、財政負担の軽減等につながることが期待される。

公立小中学校等の複合化事例数

全国で**11,450校**（約39%）

複合化した公共施設等の種類別件数（延べ数）

文教施設		社会福祉施設		文教施設・社会福祉施設以外の施設	
体育館	843件	放課後児童クラブ	6,870件	地域防災備蓄倉庫	7,475件
公民館	608件	児童館等	170件	給食共同調理場	409件
図書館	75件	保育所	88件	行政機関	55件

（令和4年9月1日時点 文部科学省調べ）

■ 学校施設と公共施設との複合化のイメージ

他の公共施設（図書館等）との複合化・共用化を図り、多様な「知」を集積する共創空間としていく姿



「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について（最終報告）」
（令和4年3月）より

個別施設計画を実行性のあるものとするためには、少子化に対応した学校づくりや、学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について、地域の実情に応じて検討し、その結果を計画に反映させることが重要。

① 施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化



小学校と公共図書館との複合化により、豊富な資料を授業等で利用することが可能。
(志木市立志木小学校)

② 児童生徒と施設利用者との交流



小学校の余裕教室を改修し老人福祉施設等を整備。授業の一環として、施設に通う高齢者との交流を実施。
(宇治市立小倉小学校)

③ 地域における生涯学習やコミュニティの拠点の形成



小・中学校と、地域住民が生涯学習を行える公民館とを複合化し、地域の学習拠点を形成。

(南砺市立利賀小学校・利賀中学校)

④ 専門性のある人材や地域住民との連携による学校運営の支援



体育館を社会体育施設とし、そこを拠点とする総合型地域スポーツクラブが体育の授業や部活動の支援も行う。(かほく市立宇ノ気中学校)

⑤ 効果的・効率的な施設整備

(1) 敷地の有効活用



中学校を、保育所や老人福祉施設、商業店舗等との複合施設としてPFI事業により整備。
(京都市立京都御池中学校)

(2) 既存の学校施設の活用



地域の待機児童の増加に伴い、中学校の余裕教室等を改修し保育所を整備。
(世田谷区立砧南中学校)



学校の特別教室と公民館の間に設けられた学校と地域が共有する中庭

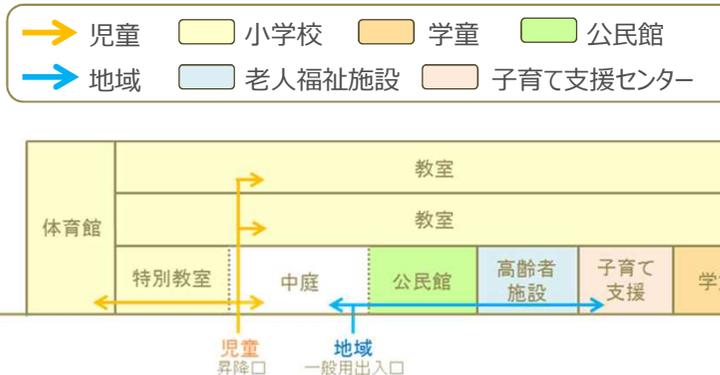
- 学校規模 / 17学級527名（特別支援学級 / 2学級（5名））
- 複合施設 / 小学校（8,134㎡）公民館（299㎡）
高齢者ふれあい広場（182㎡）
子育て支援センター（105㎡）学童保育室（358㎡）
- 整備時期 / 平成24年
- 構造 / RC造 地上3階

施設整備の背景

- * 美南小学校が立地する美南地区は、新興住宅地であり、人口が急増している。
- * 学校をはじめ既存の公共施設がないため、より広範囲の地域のニーズを踏まえ、学校とその他の公共施設との複合施設として整備した。

○管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
小学校	教育委員会	教育委員会
公民館	教育委員会	教育委員会
老人福祉施設	市長部局	社会福祉協議会
子育て支援センター	市長部局	NPO法人
学童保育	市長部局	市長部局

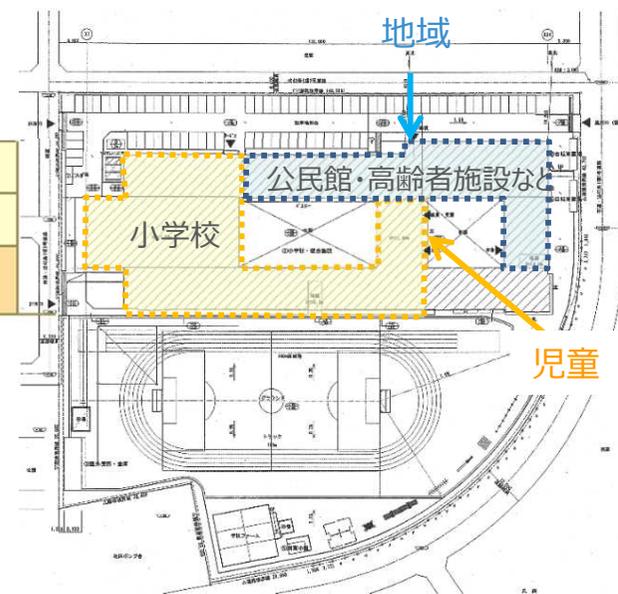


○施設の配置・動線

- ・地域の利用者が利用する各施設や学校開放にも使用する特別教室は1階に配置し、普通教室や職員室などの諸室は2階以上に配置することで管理をやすくしている。
- ・1階の中庭は学校と地域の利用者が自然に交流できるスペースとして設置している。

○公共施設の整備

- ・新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設の整備と併せて実施
- ・地域のニーズを踏まえ、小学校を中心に、乳幼児から高齢者まで、様々な年代が利用する施設を複合化
- ・小学校の特別教室や体育館を地域開放することを前提として整備



- 新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設と併せて行い、**多世代が集う地域の交流施設**とした
- 各公共施設を単体で整備するよりも、**財政的な負担が軽減**



地域利用者の一般出入口には受付を設けている



子育て世代・共働き世代が増加する地域の実情に応じた施設を整備（左：子育て支援センター、右：学童保育室）





普通教室棟と生涯学習棟をつなぐ2階テラスとブリッジ

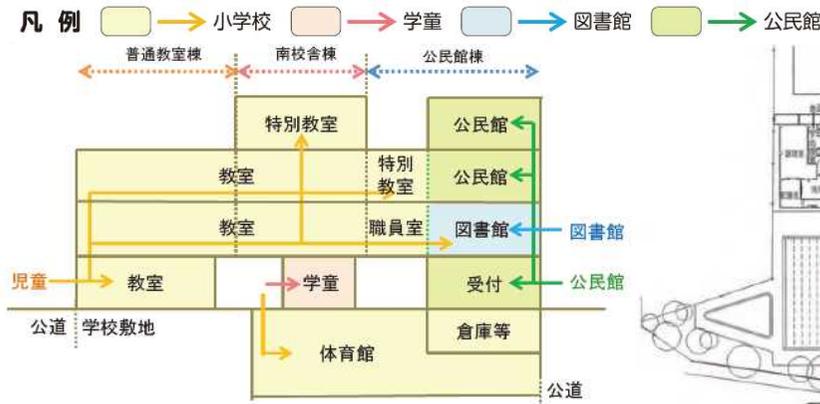
- 学校規模 / 22 学級 677 名 特別支援学級 2 学級 7 名)
- 複合施設 / 小学校 (10,489㎡) 公民館 (1,704㎡) 図書館 (1,034㎡)
- 整備時期 / 平成 15 年
- 構造 / SRC 造 地下 2 階地上 4 階

施設整備の背景

- * 志木小学校と、近接する公民館・図書館の建物の老朽化・耐震化問題の解決策として、学社融合施設とする案が浮上。
- * 地域に開かれた学校として、児童と地域の人々が直接交流の機会をもつことで、学習の相乗効果が現れることを期待した。
- * 既存校舎のうち、北・西校舎は取り壊し、南校舎は耐震補強をし残すこととした。

○管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
小学校	教育委員会	教育委員会
公民館	教育委員会	教育委員会
図書館	教育委員会	教育委員会
学童保育クラブ	市長部局	市長部局



○相互活用・交流活動

学校と社会教育施設の学社融合施設として、設備も人も活用した独自のカリキュラムにより、学習内容や活動の幅を広げる

<図書館の活用>

- ・小学校は、資料の豊富な公共図書館も活用可能（本の貸出だけでなく、1日約3クラスが授業でも利用。）
- ※校内の各階には、各学年の学習状況に応じた本を揃えたチャレンジコーナーを設置

<公民館や利用者の活用>

- ・音楽室やPCルーム、ホール等は共有で使用
- ・小学校のクラブ活動や課外活動を、公民館の利用団体が支援



児童による貸出し業務体験もできるなど、複合した公共図書館を利用する児童が多い

校内のチャレンジコーナーには専門職員が厳選した図書が並び

- 公共施設の有効活用により、**児童と地域の人々の学習機会も向上**
- 日常的に公共施設を利用したり、地域の人々と交流したりすることで、**自然と社会性が身に付く**

○防犯対策

児童と公民館・図書館利用者との動線はあえて明確に分けず、大人の目で児童を守るという方針で運営

<背景>

- ・地域で学校の児童を守ろうという意識が強い地域である（防犯対策については、あらかじめ地域と話し合い、理解を得ている）
- ・ガラス張りの壁等、見通しのよい施設であり、目が届きやすい
- ・教職員だけでなく複数の施設の職員と一緒に児童を見ている



見通しのよいガラス張りの校舎

公民館の入口にある受付で利用者を確認

- ハードとソフトを組み合わせた柔軟な防犯対策をとることで、**児童の活動範囲を広げることができている**



余裕教室を活用して整備した保育所

- 学校規模 / 12 学級 426 名
- 複合施設 / 中学校 (7,566㎡) 保育所 (237㎡)
- 整備時期 / 昭和 51 年 (既存校舎)
平成 14 年 (保育所部分を改修)
- 構造 / RC 造地上 4 階

施設整備の背景

* 平成 13 年当時、砧南中学校の周辺は特に待機児童が多かったことから、余裕教室を活用して保育所を整備することとした。

○管理・運営の体制

施設	利用時間 (平日)				所管	管理・運営
	8	12	17	22		
中学校	←→				教育委員会	教育委員会
保育所	←→				区長部局	民間事業者



中学校の広いグラウンドと南向きの園庭に囲まれ明るく開放的な場所

保育所用と中学校の敷地はフェンスで分けられている

- ・保育所専用の玄関を設置
- ・出入口は防犯カメラ電気錠を設けている
- ・南側は専用の園庭になっており保育室から直接出ることが可能。
- ・中学校との間には防音性の扉を設置しており、通常は施錠をしているため通り抜けはできない。



○余裕教室の改修

- ・トイレや調理室用の水回りを整備するため床を高く整備。
- ・消防法に基づく消防用設備の規制が既存建物に及ばないように、学校部分とは耐火構造の壁で区画。
- ・学校部分との間には扉を設置し、通常時は施錠しているが、避難時には通り抜けが可能。



水回りのために床を高く整備するとともに、中学校との間に避難用の扉（防火扉）を設置

○保育所と中学校の交流

- ・中学校の体育祭において園児が出場する「保育園競技」を取り入れるなど、生徒と園児の交流を図っている。
- ・中学生が職場体験として保育所を訪れたり、家庭科の授業の一環として保育体験を行っている。
- ・中学生の発案によりバザーの収益で紙芝居を園児にプレゼントしたこともある。

●生徒たちの園児との交流による思いやりの心の醸成



保育所用の電気錠付きの門



中学校部分とはフェンスで区分し、上部に防球ネットを設置



他の認証保育所と比べると広い保育所専用の園庭



既存校舎を改修し老人福祉施設に転用

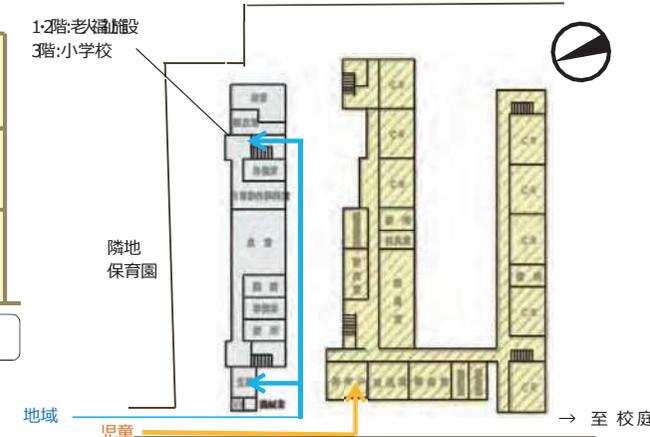
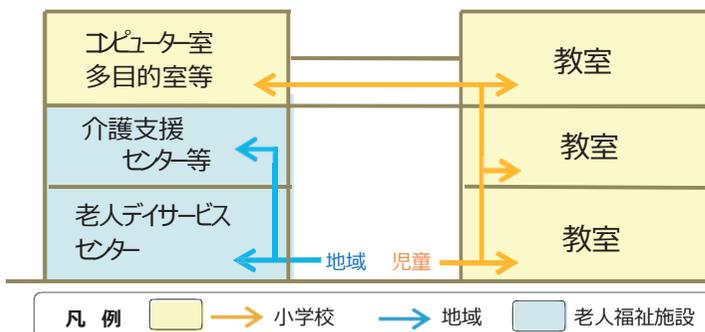
- 学校規模 / 24 学級 731 名 (特別支援学級 / 2 学級 5 名)
- 複合施設 / 小学校 (5,840㎡) 老人福祉施設 (1,024㎡)
- 整備時期 / 既存校舎: 昭和 54 年
平成 7 年 (老人福祉施設部分を改修)
- 構造 / RC 造地上 3 階

施設整備の背景

- * 宇治市では平成 6 年に宇治市老人保健福祉計画を策定し、平成 11 年度までに、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等の整備計画を策定していた。
- * 当時、小倉小学校には、12 教室以上の余裕教室があったことから、これを老人デイサービスセンターに転用する計画とした。
- * 平成 5 年度に制度化された地方分権特例制度により、余裕教室の老人デイサービスセンターへの転用が特例措置の対象となったことが背景にある。

○管理・運営の体制

施設	利用時間 (平日)				所管	管理・運営
	8	12	17	22		
小学校	←→				教育委員会	教育委員会
老人福祉施設	←→				市長部局	社会福祉法人



○施設の管理区分のための整備

- 防犯や管理区分の明確化を図るための施設の整備や対策も実施。
- 老人福祉施設専用の玄関を設置し、既存階段も高齢者専用とした。
- 転用施設の 3 階に扉を設置し、学校施設と老人福祉施設を分離
- 児童が老人福祉施設を通らずに転用施設 3 階の部屋へアクセスできるように、渡り廊下を設置



二つの棟の 3 階部分を繋ぐ渡り廊下



階段前に扉を設置し施設を分離

○既存施設の改修

- 元々は学校施設であった施設を老人福祉施設へ転用するに当たり、バリアフリーの観点から、出入口段差の解消や、多目的トイレ、エレベーター、自動ドア、手摺等の設置を行った。
- 高齢者が快適に過ごせるように、障子や襖を設置したり、仕上げ材に木材を使用することで温かい雰囲気になっている。
- 抵抗力の低い高齢者が体調を崩さないように、床暖房を設置したり、熱を逃がさないようアコーディオンカーテンを適宜設置したりするなど工夫をしている。



畳や障子などを設置し、高齢者が落ち着ける空間としている



暖房効果を高めるための工夫

●施設の用途や利用者の違いを考慮した改修の工夫がみられる。

部局横断的な検討体制の構築

- 限られた財源の中、教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備を進めるため、**域内の公共施設全体で検討し**、適切な対応を図っていくことが重要。
- 部局横断的な検討体制を構築し**、最新の教育動向や地域の実態に応じて、**個別施設計画の充実・見直しを図り**、**計画的・効率的な施設整備を進めていくこと**で、**教育環境の向上と同時に将来コストの最適化を実現**。

(例) ■ 良好な教育環境の確保、地域コミュニティ拠点形成等の観点から、**施設機能の高機能化・多機能化や避難所としての防災機能強化**
 ■ 地域の実態に応じて、**他の公共施設との複合化・共有化**、**小中一貫教育の導入**や**学校施設の適正規模・適正配置**など



「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (中教審答申) (令和3年1月26日)

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

(3) 地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進

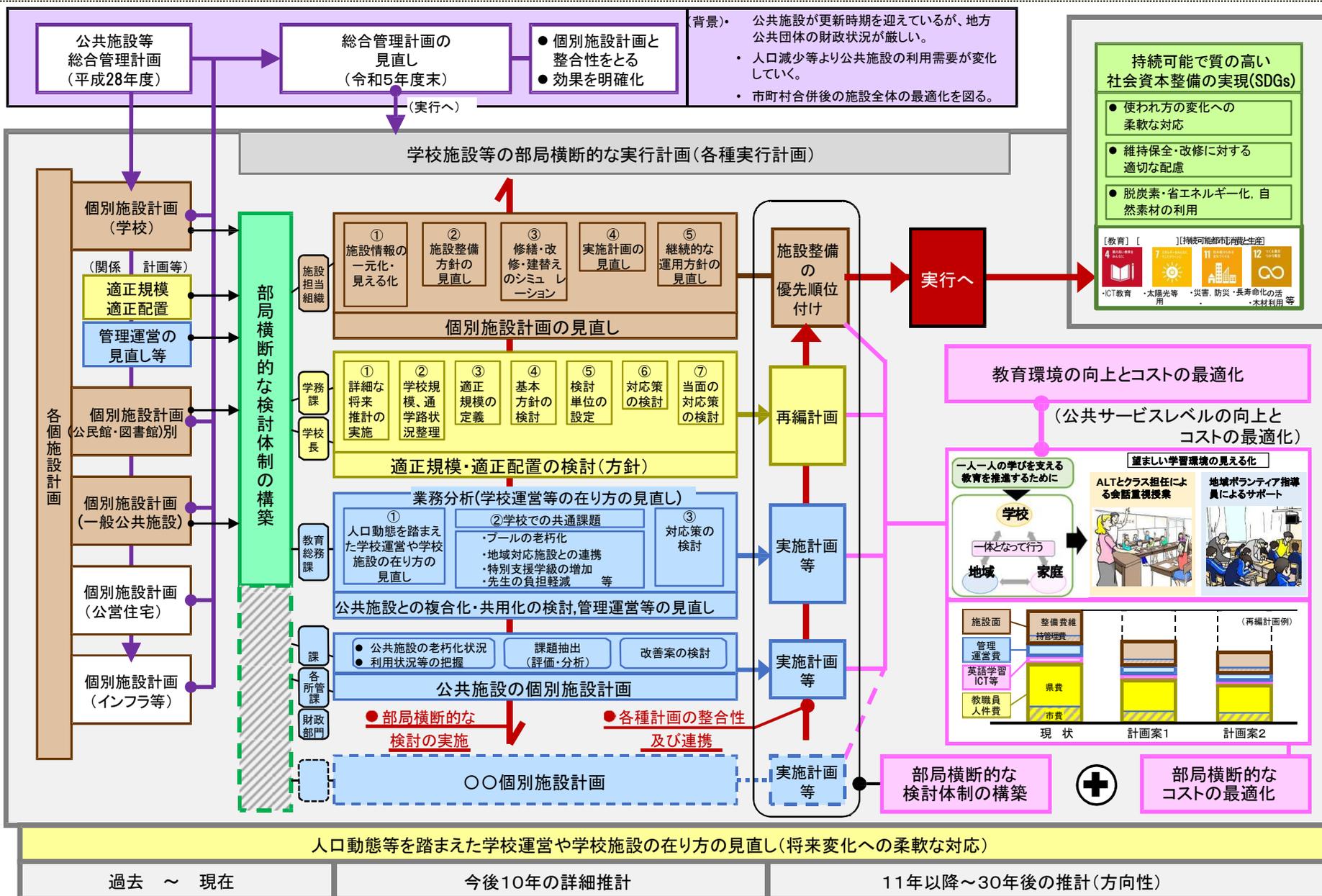
- 児童生徒の多様なニーズに応じた施設機能の**高機能化・多機能化**、**防災機能強化**
- 地域の実態に応じ、**小中一貫教育の導入**や学校施設の**適正規模・適正配置**の推進、**長寿命化改良**、他の公共施設との**複合化・共用化**など、**個別施設計画に基づく計画的・効率的な施設整備**

「学校施設等の整備・管理に係る部局横断的な実行計画の解説書」

参考

インフラ長寿命化基本計画（平成25年インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）等に基づき、各地方公共団体において、公共施設等総合管理計画や各個別施設計画（学校施設の長寿命化計画等）を策定されているところです。

今後、教育環境向上と老朽化対策の一体的整備や国土強靱化、脱炭素化等の学校施設を取り巻く様々な課題に対応した整備・管理に、コストの最適化を図るなど計画的・効率的に取り組んでいくに当たっては、教育委員会のみで対応するのではなく、首長部局との間で横断的な検討体制を構築し、個別施設計画について不断の見直しを行い、充実させていくことが重要です。



公共施設との複合化・集約化に係る制度改正について

公共施設の中で最も保有面積の割合が高い学校施設は、その整備方針が公共施設全体の整備計画に大きな影響を与えるが、一方で他の公共施設（社会教育施設、子育て支援施設など）と機能面等で多くの共通点もある。

そのため、学校施設を中心に公共施設の複合化・集約化に取り組むことで、公共施設の総面積の削減と施設整備費等のコスト削減が図られることから、当該事業に対して補助率の引上げを行う。

制度改正の概要

<対象事業>

- ・改築事業（危険、不適合）：現行 1 / 3 ⇒ **引上げ後 1 / 2**
- ・長寿命化改良事業（長寿命化）：現行 1 / 3 ⇒ **引上げ後 1 / 2**

<対象施設>

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校、幼稚園の校舎・園舎、体育館

<補助要件>

- ・複合化等の相手方となる公共施設（既存建物）の**延床面積が10%以上削減**されること。
※複数の公共施設が対象になる場合、総面積で10%以上削減されること。
- ・複合化等の相手方は、**学校以外の公共施設**（社会教育施設、子育て支援施設 等）とする。

<複合化・集約化の対象となる公共施設の例>

		施設例
文教施設	社会教育施設	図書館、公民館、博物館
	社会体育施設	プール、体育館
文教施設以外	児童福祉施設	保育所、児童館
	高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム
	その他	障害者支援施設、行政機関

※幼稚園型認定こども園との複合化・集約化は算定割合引上げの対象外とする。

※上記のほか、判断が困難な場合は文部科学省に相談すること。



厚生労働省

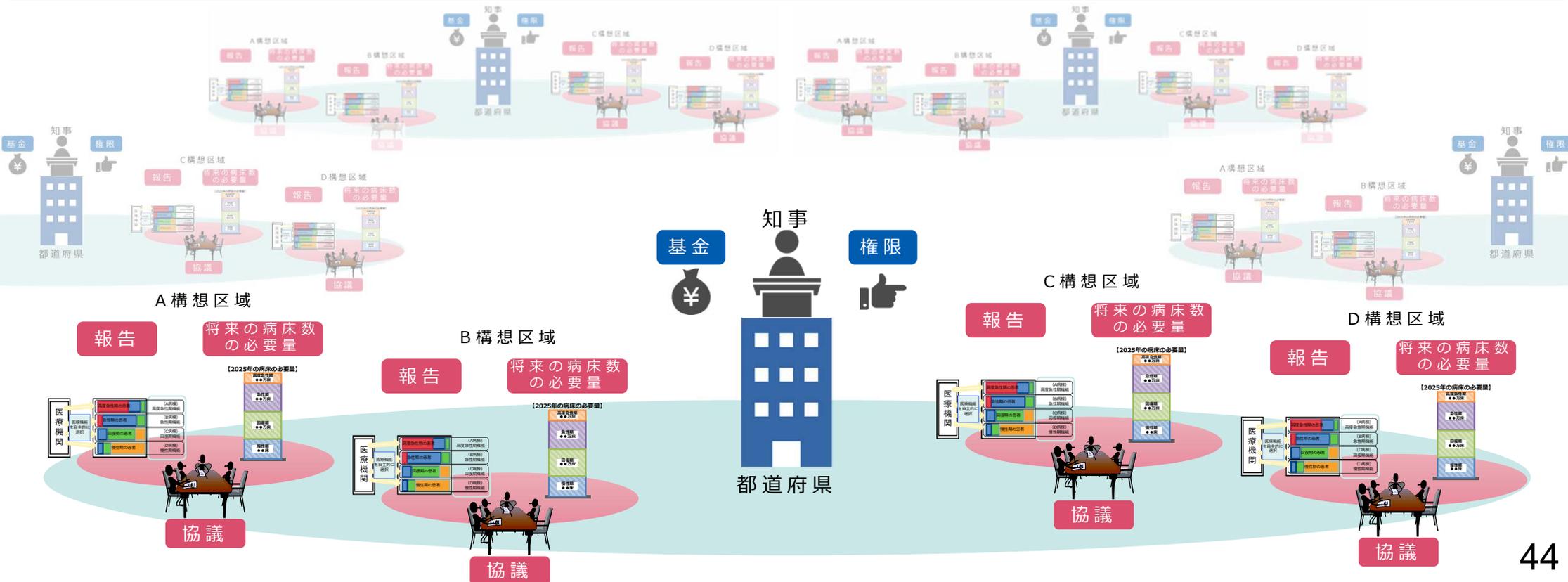
地域医療構想推進のための取組

厚生労働省医政局地域医療計画課

地域医療構想について

- 地域医療構想は、中長期的な人口構造や地域の医療ニーズの質・量の変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保を目的とするもの。
- ①各構想区域（※）における2025年の医療需要と「病床数の必要量」について、医療機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）ごとに推計し、地域医療構想として策定、②各医療機関の現在の状況と今後の方向性を「病床機能報告」により把握、③各構想区域に設置された「地域医療構想調整会議」において、病床の機能分化・連携に向けた協議を実施。
- 都道府県は、④「地域医療介護総合確保基金」を活用し、医療機関の機能分化・連携を支援。さらに、自主的な取組だけでは進まない場合、⑤「医療法に定められている権限の行使を含めた役割」を適切に発揮することで、地域医療構想の実現を図る。

※ 二次医療圏を基本として、人口構造の変化の見通し、医療需要の動向、医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通し等を考慮して、一体の区域として地域医療提供体制を整備することが相当である区域として都道府県で設定するもの。現在、339構想区域。



病床機能再編支援事業

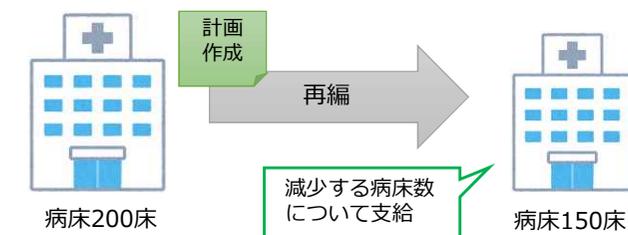
- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組む際の財政支援*1を実施する。
- 令和2年度に予算事業として措置された本事業について法改正を行い、新たに地域医療介護総合確保基金の中に位置付け、引き続き事業を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10/10）】

「単独医療機関」の取組に対する財政支援

【1.単独支援給付金支給事業】

病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関（統合により廃止する場合も含む）に対し、減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給

※病床機能再編後の対象3区分*2の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下となること

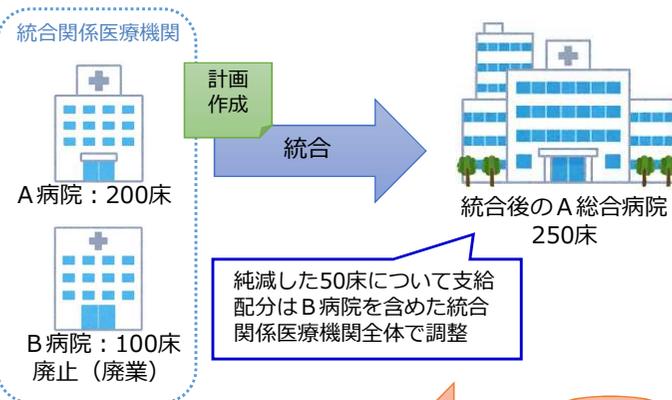


「複数医療機関」の取組に対する財政支援

【2.統合支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合のコスト等に充当するため、統合計画に参加する医療機関（統合関係医療機関）全体で減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給（配分は統合関係医療機関全体で調整）

※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援
 ※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数が10%以上減少する場合に対象



【3.債務整理支援給付金支給事業】

統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合において、廃止される医療機関の残債を統合後に残る医療機関に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後医療機関へ支給

※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少する場合に対象
 ※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る



*1 財政支援 ……使途に制約のない給付金を支給

*2 対象3区分……高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能

- 福島県・県北地域（※）では、急性期病床が過剰で回復期病床が不足していた。そのため、平成30年1月に大原医療センターの急性期分野を大原総合病院に集約。同時に、大原医療センターに地域包括ケア病棟と回復期リハビリテーション病棟を開設。急性期の大原総合病院と回復期の大原医療センターが役割分担して地域医療に貢献。
- 大原総合病院の開院及び大原医療センターの病棟開設に当たって、**地域医療介護総合確保基金のI-1**（地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）を活用。
- また、大原総合病院は移転新築に当たって、福島県福島市の都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の基幹的誘導施設として、**国土交通省の補助金**も活用。

※ 県北地域・・・福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

病床の状況

再編前

大原総合病院
(429床)



機能別	急性期	429床
機能別	回復期	0床

大原医療センター
(195床)



機能別	急性期	195床
機能別	回復期	0床

合計：624床

機能別	急性期	624床
機能別	回復期	0床

再編後

移転新築



機能別	急性期	353床
機能別	回復期	0床

新病棟開設



機能別	急性期	0床
機能別	回復期	190床

合計：543床 (▲81床)

機能別	急性期	353床
機能別	回復期	190床

**急性期：▲271床
回復期：+190床**

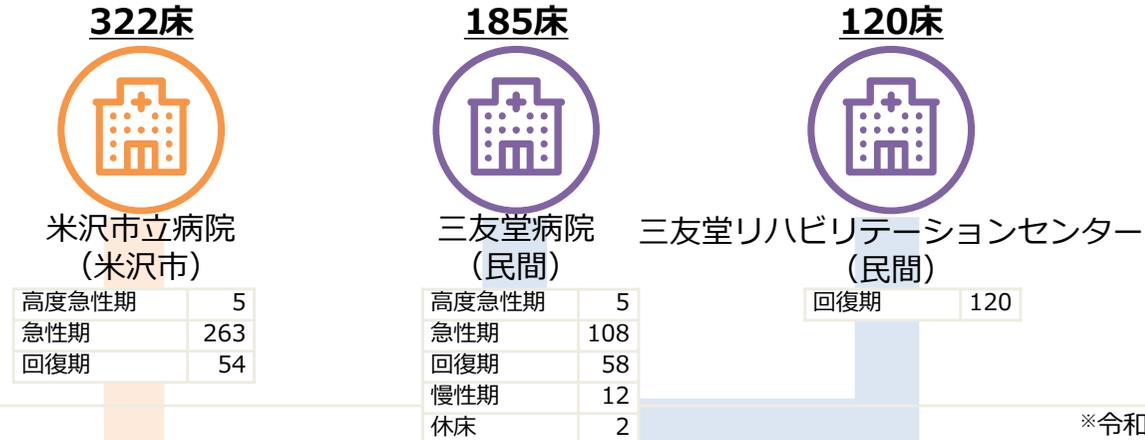
各医療機関の位置関係



置賜区域の再編の概要 (置賜区域・・・米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町)

両病院とも、医師不足による救急医療への負担・体制維持に課題があり、医療機能の見直しが必要

再編前

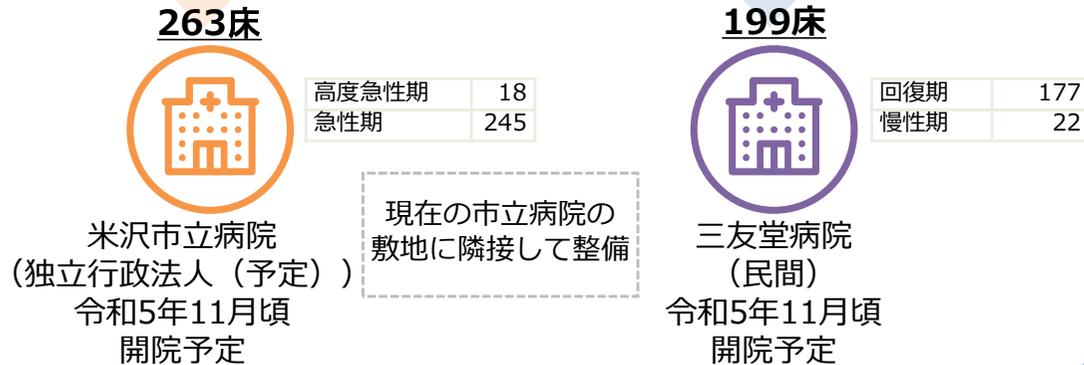


新米沢市立病院は高度急性期・急性期を、新三友堂病院は回復期・慢性期を担う体制へ

地域医療連携推進法人

急性期に集約

回復期・慢性期に集約



病床、施設設備や医療機器などの共同利用や医療従事者の人事交流、共同購買の実施を検討

再編後 (予定)

医療機能の分化・連携



	米沢市立病院	三友堂病院
循環器内科	狭心症、心筋梗塞、弁膜症、心筋症、心不全、不整脈などの心臓系疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	急性期治療終了後の転院患者（ポストアキュート）への在宅復帰支援や、在宅・介護保険施設等からの急変時の患者（サブアキュート）に対する軽中等症の急性症状への対応などを中心とした医療
消化器内科	食道、胃、小腸、大腸、肝臓、膵臓、胆嚢、腹膜疾患など消化器系疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
内科	各種造血器悪性腫瘍、骨髄増殖症候群、骨髄異形成症候群など血液系疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
呼吸器内科	肺がん、肺炎、間質性肺炎など呼吸器系疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
神経内科	脳卒中、認知症、頭痛、てんかん、脳炎・髄膜炎、末梢神経障害など神経系疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
糖尿病・内分泌内科	糖尿病を含めた代謝・内分泌系疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
整形外科	脊柱、四肢の骨、関節、筋肉系等疾患に係る手術、処置、検査など救急を含めた医療	
リハビリテーション科	急な病気やケガの治療直後若しくは治療と並行して行われるリハビリテーション（急性期リハビリテーション）	病状が安定し、急な病変などが考えにくい段階まで回復した患者へのリハビリテーション（回復期リハビリテーション対象患者を除く。）
緩和ケア内科	主に外来機能 （がん等で急性期医療を行うときに並行して緩和ケアが必要な患者に対応するための診療）	がん等の生命を脅かす病気に対して、様々な苦痛を和らげ本人らしく生きるための治療やケアを行う医療

米沢市都市再生整備計画への位置づけ

- 医療機関の整備は、所在する自治体のまちづくりの方針と合致していることも重要であると考えています。
- 市民の健康で安全・安心な暮らしを実現するため、米沢市立病院について、平日夜間・休日診療所の機能を集約した施設を整備するとともに、当該地内に新たに民間病院である三友堂病院を隣接整備し、医療機能の再編・ネットワーク化を促進し、医療拠点の確立を図ることを目的に、米沢市において両病院の再編が都市再生整備計画に位置付けられました。
- 当該事例は、米沢市立地適正化計画における誘導施設（病院）として、都市再生整備計画に基づく都市構造再編集中支援事業費補助金を活用しています。

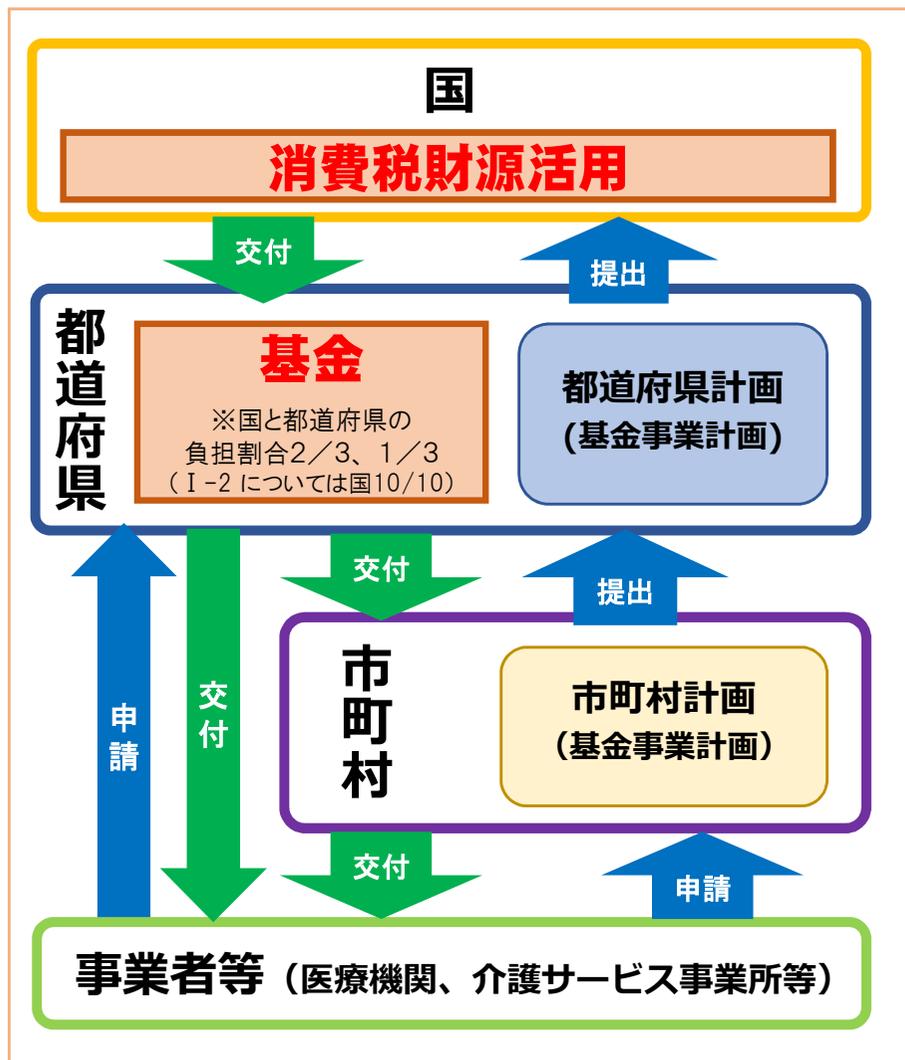
各医療機関の位置関係



参考資料



- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
 国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

重点支援区域について

1 基本的な考え方

- 都道府県は、当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨合意を得た上で、「重点支援区域」に申請を行うものとする。
- 「重点支援区域」は、都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定する。なお、選定は複数回行うこととする。
- 重点支援区域の申請または選定自体が、医療機能再編等の方向性を決めるものではない上、重点支援区域に選定された後も医療機能再編等の結論については、あくまでも地域医療構想調整会議の自主的な議論によるものであることに留意が必要。

2 選定対象・募集時期

- 対象となるのは、「複数医療機関の医療機能再編等事例」とし、以下①②の事例も対象となり得る。
 - ① 再検証対象医療機関が対象となっていない再編統合事例
 - ② 複数区域にまたがる再編統合事例

3 支援内容

- 重点支援区域に対する国による**技術的・財政的支援**は以下を予定。

【技術的支援】（※）

- ・ 地域の医療提供体制や、医療機能再編等を検討する医療機関に関するデータ分析
- ・ 関係者との意見調整の場の開催 等

【財政的支援】

- ・ 地域医療介護総合確保基金の優先配分
- ・ 病床機能の再編支援を一層手厚く実施

※ 今般の新型コロナへの対応を踏まえ、地域における今後の感染症対応を見据えた医療提供体制の構築に向けた検討に資するよう、国の検討会等における議論の状況について情報提供を行う。

4 重点支援区域設定の要否

- 今後、全ての都道府県に対して重点支援区域の申請の意向の有無を聴取。

5 選定区域

- これまでに以下の**13道県19区域**の重点支援区域を選定。

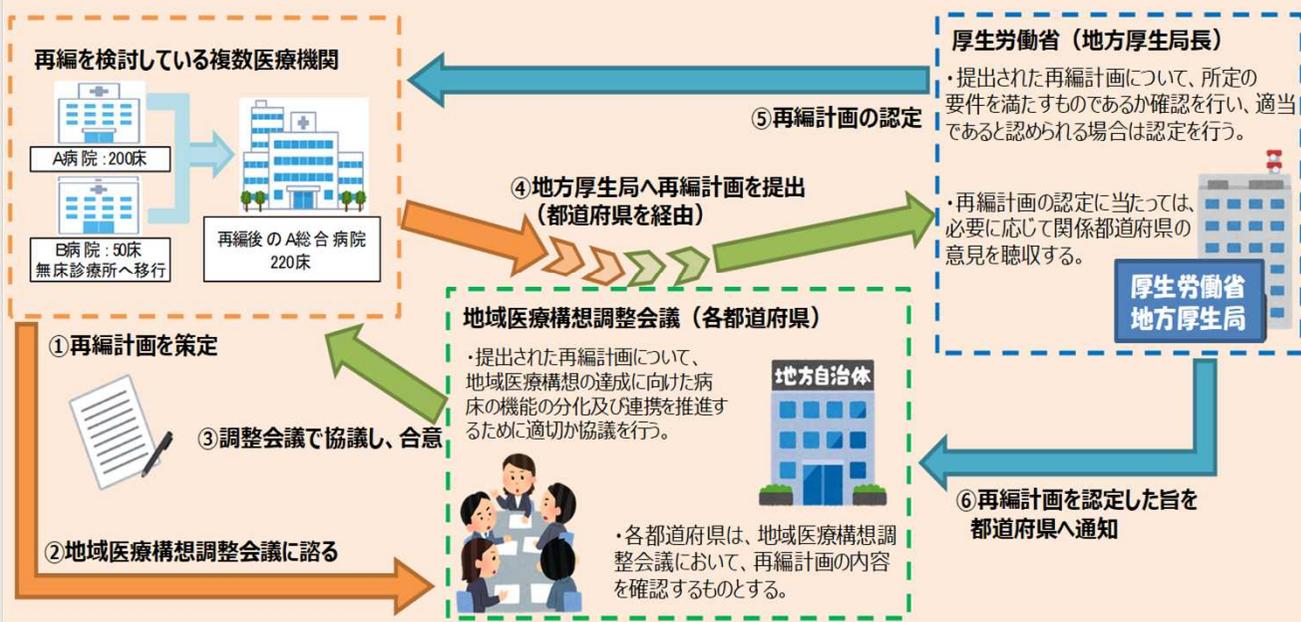
- | | | | | | |
|-------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 【1回目（令和2年1月31日）選定】 | 【2回目（令和2年8月25日）選定】 | 【3回目（令和3年1月22日）選定】 | 【4回目（令和3年12月3日）選定】 | 【5回目（令和4年4月27日）選定】 | 【6回目（令和5年3月24日）選定】 |
| ・ 宮城県（仙南区域、石巻・登米・気仙沼区域） | ・ 北海道（南空知区域、南檜山区域） | ・ 山形県（置賜区域） | ・ 新潟県（上越区域、佐渡区域） | ・ 山口県（下関区域） | ・ 青森県（青森区域） |
| ・ 滋賀県（湖北区域） | ・ 新潟県（県央区域） | ・ 岐阜県（東濃区域） | ・ 広島県（尾三区域） | | |
| ・ 山口県（柳井区域、萩区域） | ・ 兵庫県（阪神区域） | | | | |
| | ・ 岡山県（県南東部区域） | | | | |
| | ・ 佐賀県（中部区域） | | | | |
| | ・ 熊本県（天草区域） | | | | |

再編計画の認定に基づく地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置

1. 再編計画の認定について

医療介護総合確保法に基づく、地域医療構想調整会議の合意を得た複数医療機関の再編計画について、地方厚生（支）局長が認定する制度。

再編計画認定までのプロセス



<再編計画に記載する事項>

- ・再編の事業の対象とする医療機関に関する事項
- ・再編の事業の内容（再編前後の病床数及び病床機能等）
- ・再編の事業の実施時期
- ・再編事業を実施するために必要な資金、不動産に関する事項

<認定を受けた際に受けられる措置>

- ・当該計画に基づき取得した不動産に対する税制優遇措置（登録免許税、不動産取得税）
- ・当該計画に基づく増改築資金、長期運転資金に関する金融優遇措置

2. 税制上の優遇措置について

医療機関の開設者が、医療介護総合確保法に規定する認定再編計画に基づく医療機関の再編に伴い取得した一定の不動産に係る登録免許税、不動産取得税を軽減する特例措置を講ずる。

【登録免許税】 ※令和3年度創設（令和5年3月31日まで） ※ 令和8年3月31日まで延長

土地の所有権の移転登記 1,000分の10（本則：1,000分の20）

建物の所有権の保存登記 1,000分の2（本則：1,000分の4）

【不動産取得税】 ※令和4年度創設（令和6年3月31日まで）

課税標準について価格の2分の1を控除

独立行政法人福祉医療機構による地域医療構想に係る優遇融資

増改築資金

区分	地域医療構想を推進するための優遇融資	複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇融資	病院・有床診療所の通常融資条件
対象施設	病院、有床診療所 (都道府県知事の証明を受けたもの)	病院、有床診療所 (厚生労働大臣が認定した再編計画に限る)	病院、有床診療所
償還期間 (据置期間)	病院 30年以内(3年以内) 有床診療所 20年以内(1年以内)	同左	同左
融資限度額	所要額の95%	同左	所要額の70%
貸付利率	基準金利 (当初5年は基準金利▲0.5%~▲0.1%) (※1)	基準金利 (据置期間中無利子) (※2)	基準金利~基準金利+0.5%

(※1) 当初5年の優遇は地域医療介護総合確保基金対象事業で減床を伴う場合に限る。

(※2) 据置期間中無利子は地域医療介護総合確保基金対象事業に限る。

長期運転資金

区分	地域医療構想達成を推進するための優遇融資	複数医療機関の再編等に係る融資条件の優遇融資	病院・有床診療所の通常融資条件
対象施設	病院、有床診療所 (都道府県知事の証明を受けたもの)	病院、有床診療所 (厚生労働大臣が認定した再編計画に限る)	病院：なし 有床診療所：新設に伴い必要な場合
償還期間 (据置期間)	10年以内(4年以内) (※1)	同左	3年以内(6ヵ月以内)
融資限度額	病院 5億円 (※1) 有床診療所 3億円	同左	所要額の80%
無担保貸付	500万円まで (機構の経営診断を受けた場合は1,000万円) (※2)	同左	同左
貸付利率	基準金利+0.3%	基準金利	基準金利+0.8%

(※1) 廃止される病院の残債に対して融資する場合(必要な補助が交付される場合に限る)は、償還期間(据置期間)を15年以内(2年以内)、特に必要と認められる場合は20年以内(2年以内)とし、融資限度額を13.6億円とする。なお、協調融資(併せ貸しを含む)の利用を原則とする。

(※2) 償還期間5年以内に限る。

医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度 (所得税、法人税)

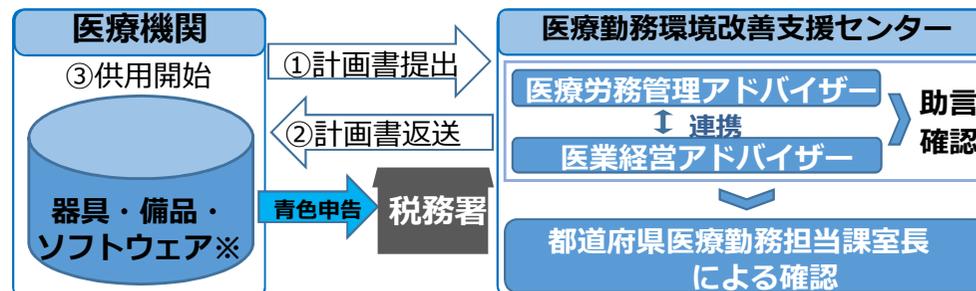
概要

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却が出来る。

【対象設備】医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間短縮計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】**取得価格の15%**



② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等について、特別償却が出来る。

【対象設備】病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】**取得価格の8%**

③ 高額な医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額な医療用機器を取得した場合に特別償却が出来る。

【対象機器】高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】**取得価格の12%**



国土交通省(国土政策局)

中枢中核都市等を核とした 広域圏

《都府県境を越える広域レベルの高次の生活・経済圏》

※広域地方計画等の策定を通じた広域連携プロジェクトの実施等

主な取組イメージの例

広域レベルでの高次な都市・産業機能の集積を活かした自立的発展

広域的幹線交通



高等教育・研究



高度医療



産業クラスター



機能を補完

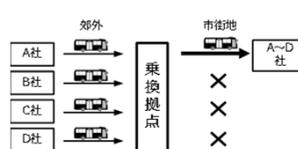
地方の中心都市を核とした 地域生活圏

《市町村界に捉われない、日常的な生活・経済の実態に即したエリア》

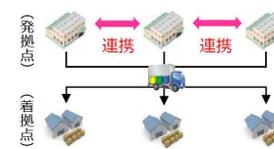
※一つの目安として、生活圏人口10万人程度以上(あくまで目安であり、地域の実情に応じてエリアを検討)

官民パートナーシップによるデジタルを活用した生活サービスの利便性向上

交通事業者の共同経営



共同配送



オンライン診療



インフラメンテナンスの
包括委託・共同管理



機能を補完

小さな拠点を核とした 集落生活圏

《複数の集落からなる概ね小学校区単位での、生活に身近な基礎的な生活エリア》

集落で必要な生活サービス機能を維持・確保し、仕事・収入を確保

デマンド交通
貨客混載バス



ラストワンマイル配送



買い物支援
見守り活動

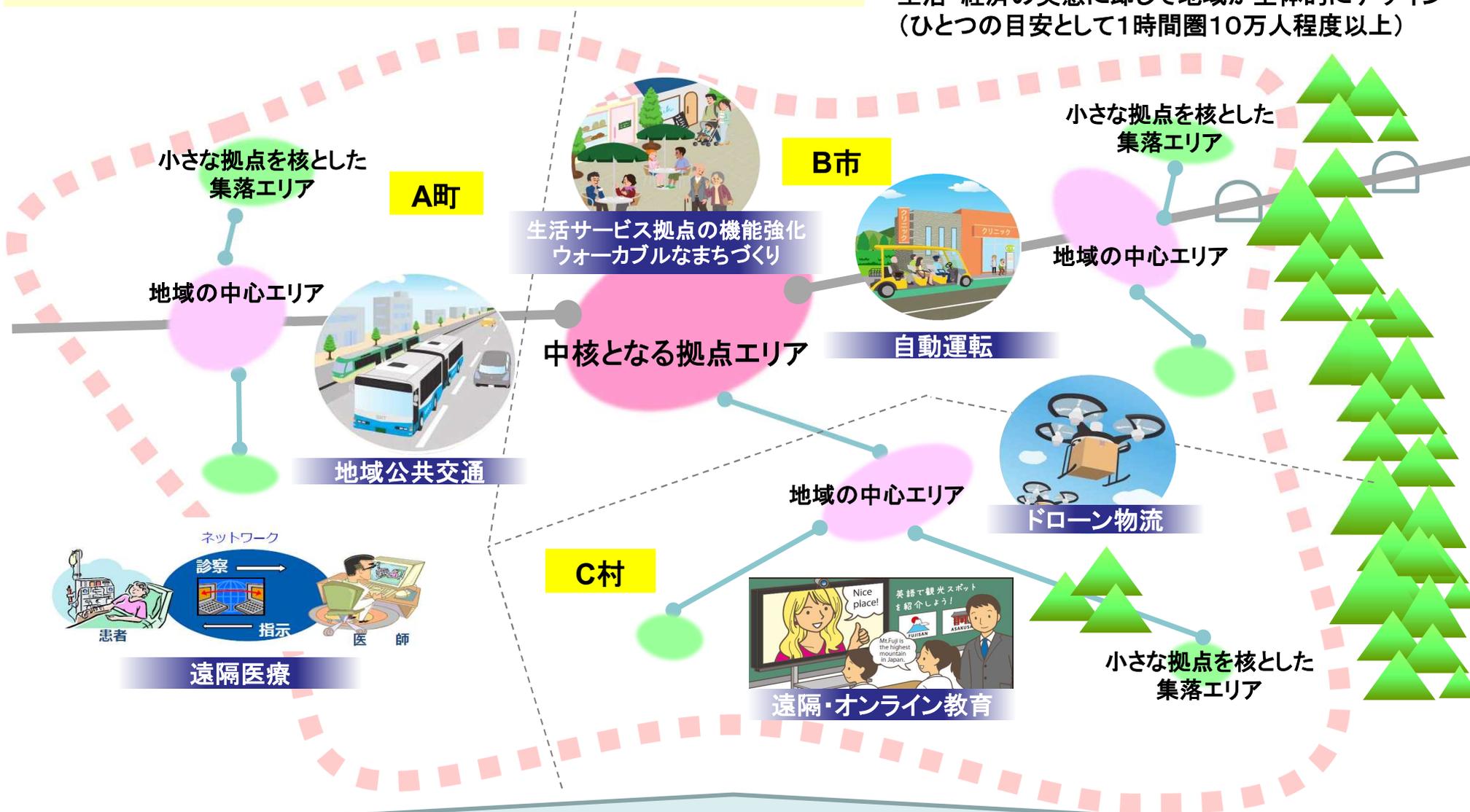


地域資源の保全活動



デジタルの徹底活用によるリアル空間の質的向上

※エリアは、地域の文化的・自然的特性を活かしつつ、生活・経済の実態に即して地域が主体的にデザイン（ひとつの目安として1時間圏10万人程度以上）



リアルの地域空間における
デジタルの徹底活用による先端技術サービスの社会実装

デジタルインフラ / データ連携基盤の整備・活用

地域をつなぐ持続的なモビリティ社会の実現

地域公共交通のリ・デザイン

交通手段が重複 → ネットワークの統合 → エリア一括協定運行



交通DX・GXや、地域の関係者との共創を通じ、地域公共交通ネットワークの利便性・持続可能性・生産性を向上
⇒地域公共交通特定事業実施計画の認定:2027年度までに300件

自動運転



地域限定型の自動運転移動サービスの実現

⇒50か所程度(2025年度目途)、
100か所以上(2027年度まで)

※デジタル活用では解決できない地域課題に対しても、地方創生の一層の取組強化を図る。

※エリアは、地域の文化的・自然的特性を活かしつつ、生活・経済の実態に即して地域が主体的にデザイン
(一つの目安として生活圏人口10万人程度以上)



デジタル・ガバメントの推進

- ◆ 基幹業務等のシステムの統一・標準化、行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及・利用促進等
- ◆ 「書かないワンストップ窓口」の横展開

デジタル基盤の整備・活用

- ◆ 5G、光ファイバ等のデジタルインフラ、データ連携基盤
- ◆ 自動運転・ドローン物流等の実装を支えるデジタルライフライン(センサー、乗換え・積替え拠点等)

遠隔医療



住民に身近な場所を活用した遠隔医療

⇒国の補助事業により遠隔医療を実施する医療機関:235件(2023～2027年度累計)

新たな発想からの地域マネジメント

➢「共」の視点からの主体・事業・地域間の連携
(官民パートナーシップによる地域経営)

➢デジタルの徹底活用による地域空間の質的向上

まちでも中山間地域でもデジタル活用で安心・便利な暮らし

「デジ活」中山間地域



スマート農業、ドローン物流等を組み合わせたプロジェクトを実現

⇒2027年度までに全国150か所以上

多世代交流まちづくり



こどもまんなかまちづくり、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり、建築・都市のDX

⇒2027年度までに3D都市モデルの整備
都市500都市

転職なき移住・二地域居住等



テレワークの普及等による地方への人の流れの創出・拡大、空き家等の活用促進

地域を支える人材の確保・育成

包摂社会、こども・子育て支援、女性活躍、関係人口の拡大・深化

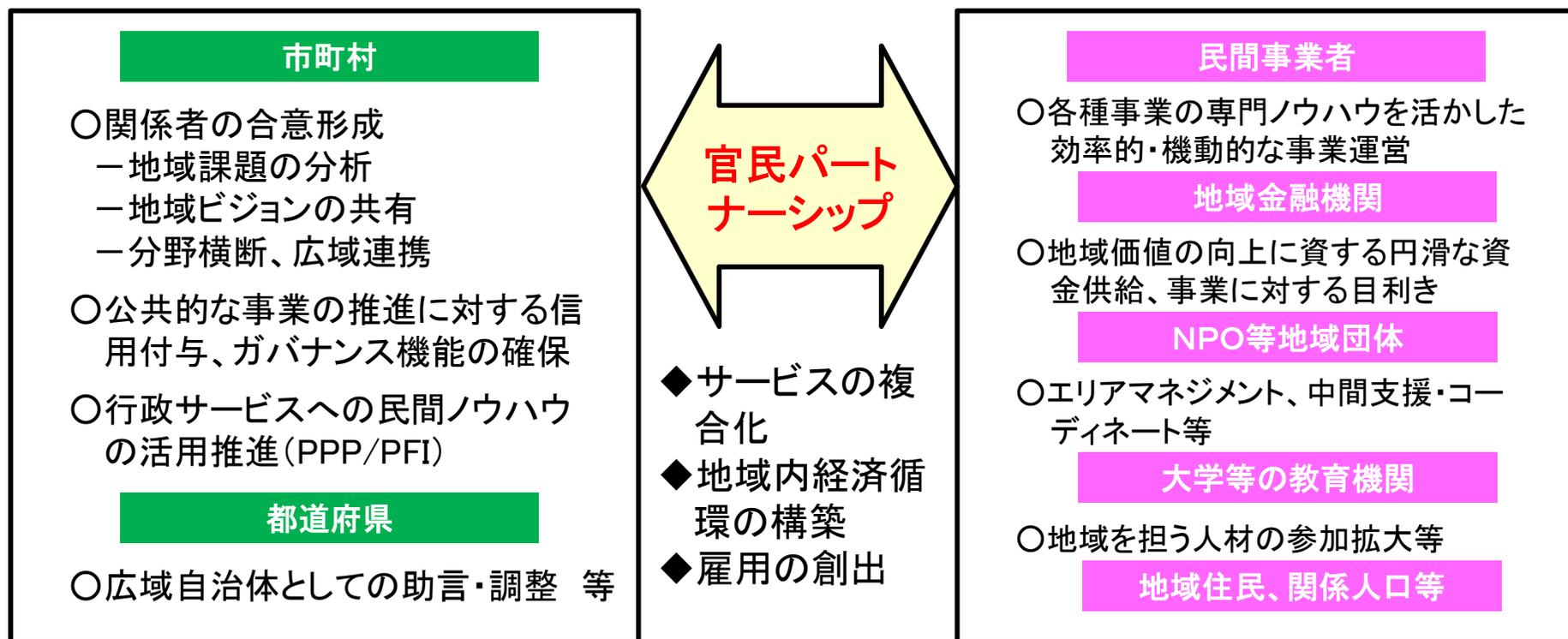
地域生活圏の推進主体・体制の考え方

- 生活者や利用者などサービス需要側の視点に立って、利便性を最適化できるよう、地域の生活・経済の実態に応じて、効率的・持続的なサービス提供を実現するための官民のパートナーシップを構築していく必要。
- 地域課題の解決に資する公共性の高い生活サービスの提供において、民間の力を最大限に活用する仕組みを構築。ドイツのシュタットベルケ等の事例や、我が国の地方での先進的な取組を参考に、日本版のいわゆるローカルマネジメント法人といった推進主体の創出につなげていく必要。

推進主体・体制の構築に向けたポイント

- ✓ 「共」の視点での地域経営を支える官民パートナーシップの形成
- ✓ 公共性の高いサービスの提供に対する民間事業者の参入促進
- ✓ 「兼ねる・束ねる・繋げる」発想でのサービスの複合化、地域内経済循環の構築

地域生活圏の形成に関連する関係主体のイメージ



デジタルを活用した交通・教育など 新たな共助の仕組みの構築 (香川県三豊市)

- 地元企業を中心とする民間企業が協力する「共助」により、地域交通を暮らしの基盤となる他のサービスと一体的に提供
- 地域内外の企業12社(建築会社、飲食会社等)の出資により、地域交通の運営カンパニー(SPC)を設立
- スマホアプリを活用したAIオンデマンド交通サービスを展開(定額乗り放題等)
- 加えて、地域内外の企業18社(飲食会社、インテリア会社等)の出資により、暮らしの大学(株)を設立し、年齢や職業に関係なく暮らしを豊かにする学びのプログラムをスタート(定額学び放題等)



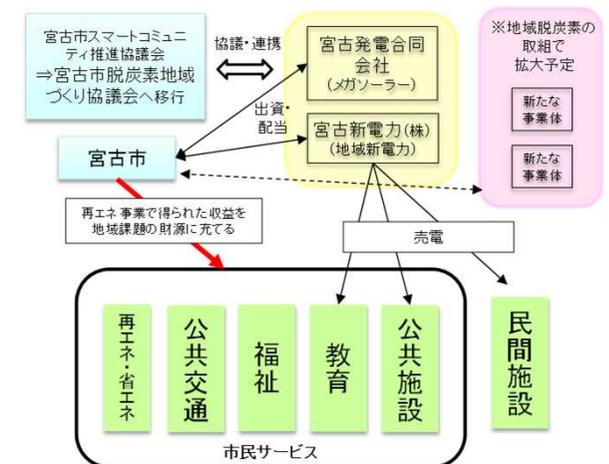
民間主導でのエネルギー 地産地消と地域内資金循環 (鳥取県米子市・境港市)

- 両市と地元民間企業5社(地元ケーブルテレビ会社等)が出資する地域エネルギー会社(ローカルエナジー株)を設立
- 地域共生型のエネルギー地産地消モデルを構築(地域でお金が回る仕組み)
- 災害時には、避難所の蓄電池を非常用電源として活用し、防災力強化に寄与



地域内市民サービスの提供 (岩手県宮古市)

- 地域が出資する再エネ会社等に宮古市が出資
- 出資により市が受け取る配当を、公共交通の維持や福祉、教育等の地域課題の解決のための財源に充当(予定)

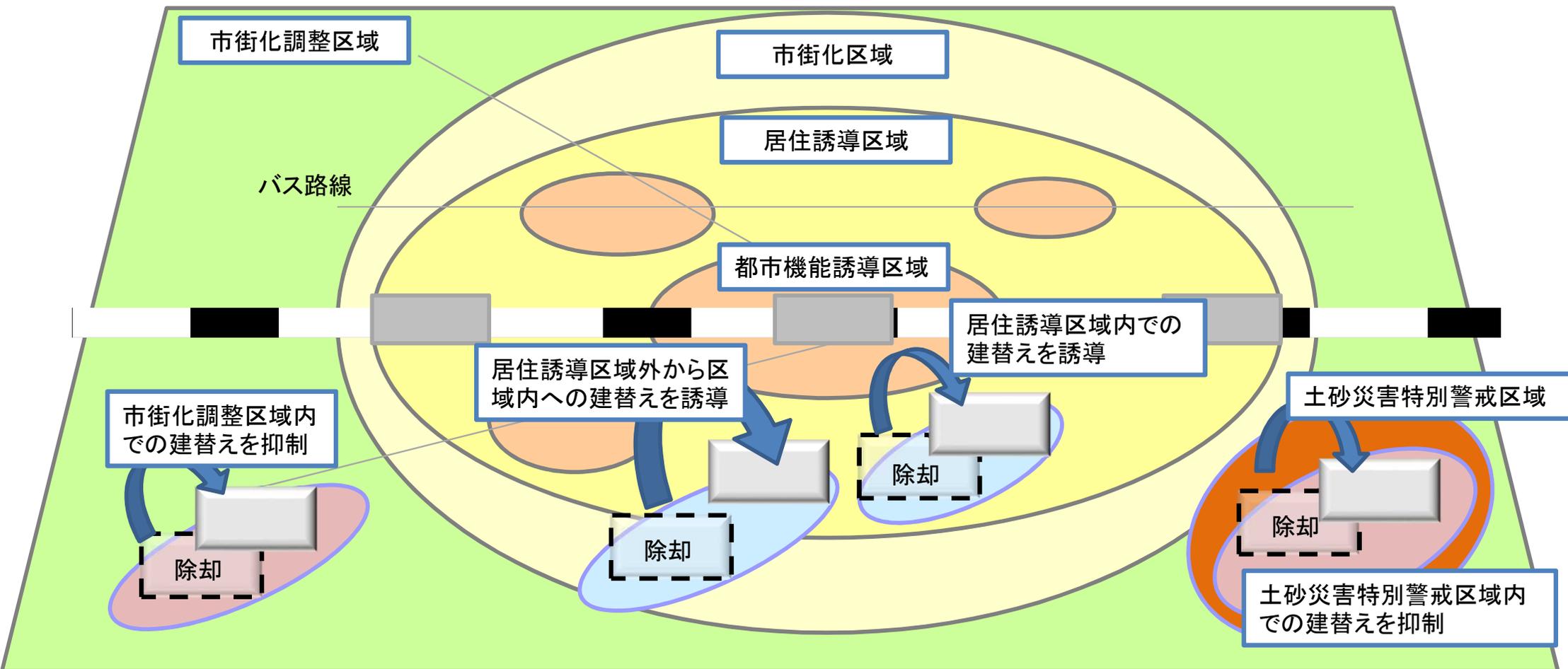


国土交通省(住宅局)

○事業内容

公営住宅の事業主体が既存の公営住宅を除却し非現地への建替えを行う場合、新たに建てられる公営住宅の土地が立地適正化計画に基づく居住誘導区域内であれば、除却費・移転費を助成する。

また市街化調整区域内、土砂災害特別警戒区域内での現地建替えについては補助率を引き下げる。



○経過措置

市街化調整区域内、土砂災害特別警戒区域内において現地建替えをする際、令和3年度までに調査設計に着手する場合は除く。

良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地を再生し、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、**住宅市街地総合整備事業(住宅団地ストック活用型)**により、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備及び若年世帯の住替えを促進するリフォーム等について支援を行う。

対象住宅団地の要件

- ✓ 5ha以上（面積要件なし）※
- ✓ 入居開始から概ね30年以上経過（20年以上経過）※
- ✓ 高齢化率が著しく高い（高齢化率要件なし）※
- ✓ 住宅戸数100戸以上
- ✓ 公共用地率が概ね15%以上
- ✓ 都市機能誘導区域又は居住誘導区域内等

ソフト事業に対する支援

整備計画策定、協議会活動等

地方公共団体・公的主体・民間事業者等で構成される協議会の計画策定や活動を支援

国費率1/3（1/2）※



ハード事業に対する支援

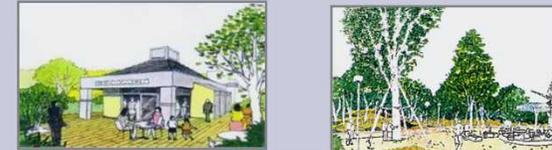
高齢者支援施設・子育て支援施設・コワーキングスペース等の整備

共同住宅等の既存ストックの改修による高齢者支援施設、子育て支援施設、コワーキングスペース、生活サービス拠点となる施設や住替支援施設（生活支援施設）の整備を支援〔国費率1/3〕



地区公共施設等の整備

公共空間のバリアフリー化や既存公共施設・コミュニティ施設等の改修による整備、公園・緑地・広場等の整備を支援〔国費率1/3〕



循環利用住宅の整備

既存住宅のインスペクションや一定の要件で性能向上リフォーム工事を支援〔国費率1/3〕



（カッコ）※は、改正地域再生法に基づく地域住宅団地再生事業を実施する区域に限る

地域居住機能再生推進事業

現状・課題

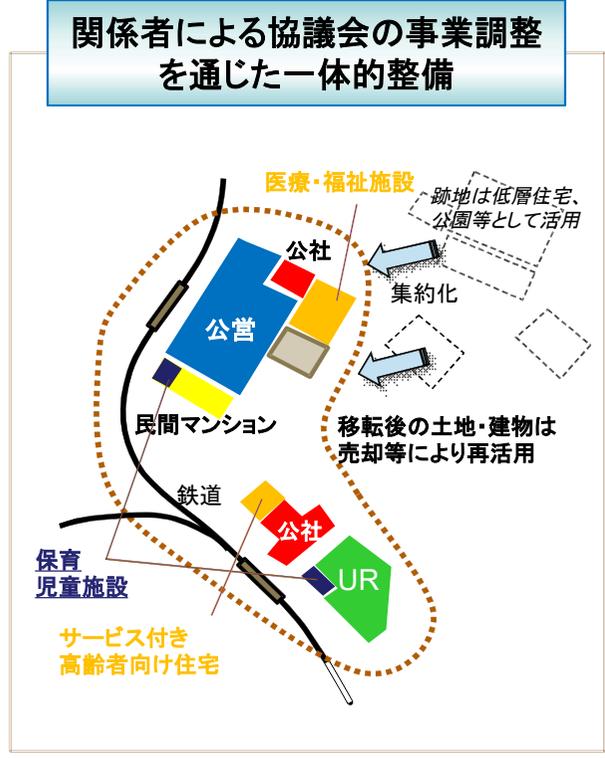
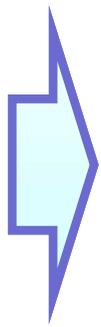
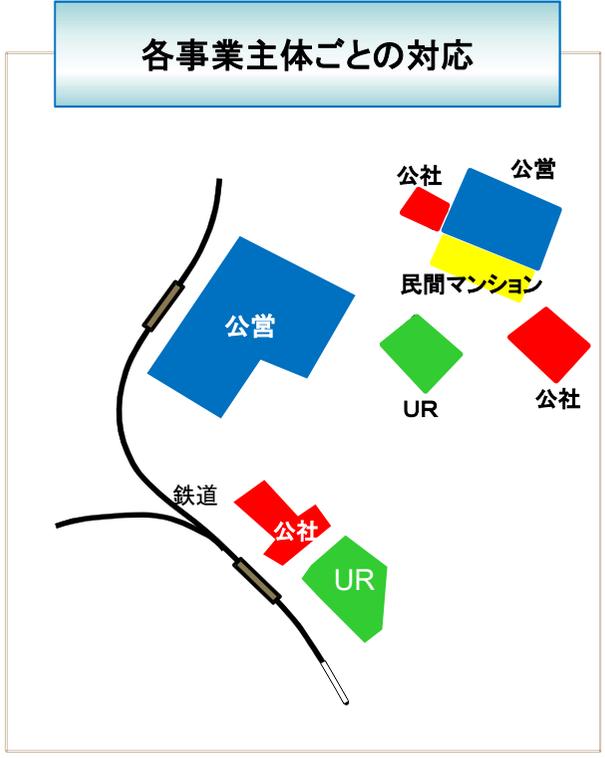
- 高齢化が急速に進展する地域における公的賃貸住宅団地の老朽化、生活サービス機能の不足
- 大規模団地の再生を通じて、周辺の市街地も含めた地域全体の再編を図る必要性

事業目的

○大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齢化の著しい地域において、多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせて子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する。

地域居住機能の再生のイメージ

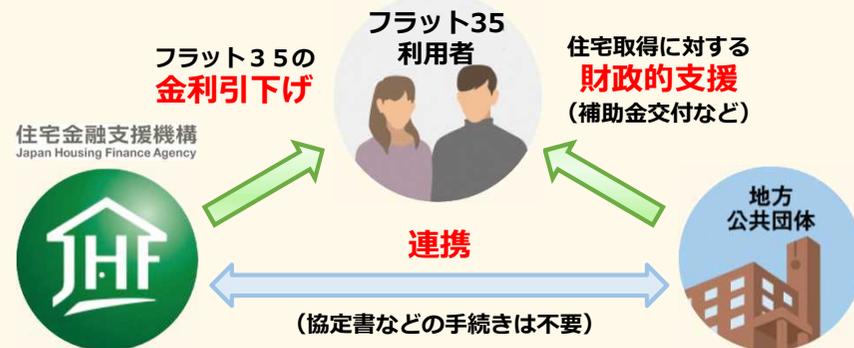
※一定の居住誘導区域等で実施する場合、戸数要件を緩和



- 居住機能の集約化とあわせて大規模団地等の地域居住機能を再生
- 多様な主体の協働による事業実施
- 高齢者世帯・子育て世帯向けの施設や交流機能等を導入

制度の概要

○「子育て支援」、「空き家対策」、「UIJターン」、「地域産材使用」、「防災対策」、「コンパクトシティ形成」、「景観形成」、「グリーン化」の8テーマについて、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げることにより、地域特性を踏まえた住まいづくり・まちづくり等に関する取組を支援。



●フラット35地域連携型の種類

		金利の引下げ幅	連携自治体数※1
子育て支援	・ 子育て世帯が住宅を取得する場合	当初10年間	435
空き家対策	・ 空き家を取得する場合 【2023年4月より拡充】	▲0.25%	243
UIJターン	・ UIJターンを契機として住宅を取得する場合		320
地域産材使用	・ 地域産材を使用した住宅を取得する場合		54
防災対策	・ 防災・減災対策に資する住宅を取得する場合	当初5年間	98
コンパクトシティ形成	・ 居住誘導区域「外」から、居住誘導区域「内」に移住する際に、住宅を取得する場合	▲0.25%	25
景観形成	・ 街なみ景観の形成に資する住宅を取得する場合		4
グリーン化	・ グリーン化(断熱等性能等級6,7相当の高断熱住宅を取得)する場合 【2023年4月より追加】		7

●フラット35地域連携型の実績※2

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
270 件	949 件	1,252 件	1,116 件	887 件	1,153 件

※1 令和5年6月30日現在。なお、地域連携型の連携自治体数(全体)は、複数の施策で連携している場合があるため、各施策の合計値と一致しない。

※2 令和2年度以前の地域連携型実績は、令和3年度から統合された、当時の「子育て支援型」と「地域活性化型(地方移住支援除く)」の合計。